

議案第 25 号

甲府市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例制定について

甲府市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例を次のように定める。

平成 31 年 2 月 27 日提出

甲府市長 橋口 雄一

甲府市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例

目次

第 1 章 総則（第 1 条～第 5 条）

第 2 章 居宅介護、重度訪問介護、同行援護及び行動援護

　第 1 節 基本方針（第 6 条）

　第 2 節 人員に関する基準（第 7 条～第 9 条）

　第 3 節 設備に関する基準（第 10 条）

　第 4 節 運営に関する基準（第 11 条～第 45 条）

　第 5 節 共生型障害福祉サービスに関する基準（第 46 条～第 48 条）

　第 6 節 基準該当障害福祉サービスに関する基準（第 49 条～第 53 条）

第 3 章 療養介護

　第 1 節 基本方針（第 54 条）

　第 2 節 人員に関する基準（第 55 条・第 56 条）

　第 3 節 設備に関する基準（第 57 条）

　第 4 節 運営に関する基準（第 58 条～第 82 条）

第 4 章 生活介護

　第 1 節 基本方針（第 83 条）

- 第2節 人員に関する基準（第84条～第86条）
- 第3節 設備に関する基準（第87条）
- 第4節 運営に関する基準（第88条～第100条）
- 第5節 共生型障害福祉サービスに関する基準（第101条～第104条）
- 第6節 基準該当障害福祉サービスに関する基準（第105条～第107条）

第5章 短期入所

- 第1節 基本方針（第108条）
- 第2節 人員に関する基準（第109条・第110条）
- 第3節 設備に関する基準（第111条）
- 第4節 運営に関する基準（第112条～第119条）
- 第5節 共生型障害福祉サービスに関する基準（第120条～第122条）
- 第6節 基準該当障害福祉サービスに関する基準（第123条・第124条）

第6章 重度障害者等包括支援

- 第1節 基本方針（第125条）
- 第2節 人員に関する基準（第126条・第127条）
- 第3節 設備に関する基準（第128条）
- 第4節 運営に関する基準（第129条～第135条）

第7章 自立訓練（機能訓練）

- 第1節 基本方針（第136条）
- 第2節 人員に関する基準（第137条・第138条）
- 第3節 設備に関する基準（第139条）
- 第4節 運営に関する基準（第140条～第143条）
- 第5節 共生型障害福祉サービスに関する基準（第144条～第146条）
- 第6節 基準該当障害福祉サービスに関する基準（第147条～第149条）

第8章 自立訓練（生活訓練）

- 第1節 基本方針（第150条）
- 第2節 人員に関する基準（第151条・第152条）
- 第3節 設備に関する基準（第153条）
- 第4節 運営に関する基準（第154条～第158条）
- 第5節 共生型障害福祉サービスに関する基準（第159条～第161条）

第6節 基準該当障害福祉サービスに関する基準（第162条～第164条）

第9章 就労移行支援

第1節 基本方針（第165条）

第2節 人員に関する基準（第166条～第168条）

第3節 設備に関する基準（第169条・第170条）

第4節 運営に関する基準（第171条～第176条）

第10章 就労継続支援A型

第1節 基本方針（第177条）

第2節 人員に関する基準（第178条・第179条）

第3節 設備に関する基準（第180条）

第4節 運営に関する基準（第181条～第190条）

第11章 就労継続支援B型

第1節 基本方針（第191条）

第2節 人員に関する基準（第192条）

第3節 設備に関する基準（第193条）

第4節 運営に関する基準（第194条・第195条）

第5節 基準該当障害福祉サービスに関する基準（第196条～第199条）

第12章 就労定着支援

第1節 基本方針（第200条）

第2節 人員に関する基準（第201条・第202条）

第3節 設備に関する基準（第203条）

第4節 運営に関する基準（第204条～第210条）

第13章 自立生活援助

第1節 基本方針（第211条）

第2節 人員に関する基準（第212条・第213条）

第3節 設備に関する基準（第214条）

第4節 運営に関する基準（第215条～第218条）

第14章 共同生活援助

第1節 基本方針（第219条）

第2節 人員に関する基準（第220条・第221条）

第3節 設備に関する基準（第222条）

第4節 運営に関する基準（第223条～第235条）

第5節 日中サービス支援型指定共同生活援助の事業の基本方針並びに人員、
設備及び運営に関する基準

第1款 この節の趣旨及び基本方針（第236条・第237条）

第2款 人員に関する基準（第238条・第239条）

第3款 設備に関する基準（第240条）

第4款 運営に関する基準（第241条～第245条）

第6節 外部サービス利用型指定共同生活援助の事業の基本方針並びに人員、
設備及び運営に関する基準

第1款 この節の趣旨及び基本方針（第246条・第247条）

第2款 人員に関する基準（第248条・第249条）

第3款 設備に関する基準（第250条）

第4款 運営に関する基準（第251条～第256条）

第15章 多機能型に関する特例（第257条・第258条）

第16章 振興山村その他の地域における基準該当障害福祉サービスに関する基
準（第259条～第263条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法
律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第30条第1項第2号
イ、第36条第3項第1号、第41条の2第1項各号並びに第43条第1項及び
第2項の規定に基づき、指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に
に関する基準等を定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めると
ころによる。

(1) 利用者 障害福祉サービスを利用する障害者及び障害児をいう。

(2) 支給決定 法第19条第1項に規定する支給決定をいう。

- (3) 支給決定障害者等 法第5条第23項に規定する支給決定障害者等をいう。
- (4) 支給量 法第22条第7項に規定する支給量をいう。
- (5) 受給者証 法第22条第8項に規定する受給者証をいう。
- (6) 支給決定の有効期間 法第23条に規定する支給決定の有効期間をいう。
- (7) 指定障害福祉サービス事業者 法第29条第1項に規定する指定障害福祉サービス事業者をいう。
- (8) 指定障害福祉サービス事業者等 法第29条第2項に規定する指定障害福祉サービス事業者等をいう。
- (9) 指定障害福祉サービス 法第29条第1項に規定する指定障害福祉サービスをいう。
- (10) 指定障害福祉サービス等 法第29条第1項に規定する指定障害福祉サービス等をいう。
- (11) 指定障害福祉サービス等費用基準額 指定障害福祉サービス等につき法第29条第3項第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該指定障害福祉サービス等に要した費用（特定費用（同条第1項に規定する特定費用をいう。以下同じ。）を除く。）の額を超えるときは、当該現に指定障害福祉サービス等に要した費用の額）をいう。
- (12) 利用者負担額 指定障害福祉サービス等費用基準額から当該指定障害福祉サービス等につき支給された介護給付費又は訓練等給付費の額を控除して得た額及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号）第42条の2によって読み替えられた法第58条第3項第1号に規定する指定療養介護医療（以下「指定療養介護医療」という。）につき健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した額又は法第70条第2項において準用する法第58条第4項に規定する厚生労働大臣の定めるところにより算定した額から当該指定療養介護医療につき支給すべき療養介護医療費を控除して得た額の合計額をいう。
- (13) 法定代理受領 法第29条第4項の規定により支給決定障害者等が指定障害福祉サービス事業者に支払うべき指定障害福祉サービスに要した費用（特定費用を除く。）について、介護給付費又は訓練等給付費として当該支給決定障害者等に支給すべき額又は法第70条第2項において準用する法第58条第5項

の規定により支給決定障害者（法第19条第1項の規定により支給決定を受けた障害者をいう。以下同じ。）が指定障害福祉サービス事業者に支払うべき指定療養介護医療に要した費用について、療養介護医療費として当該支給決定障害者に支給すべき額の限度において、当該支給決定障害者等に代わり、当該指定障害福祉サービス事業者に支払われることをいう。

- (14) 基準該当障害福祉サービス 法第30条第1項第2号に規定する基準該当障害福祉サービスをいう。
- (15) 共生型障害福祉サービス 法第41条の2第1項の申請に係る法第29条第1項の指定を受けた者による指定障害福祉サービスをいう。
- (16) 常勤換算方法 事業所の従業者の勤務延べ時間数を当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき時間数で除することにより、当該事業所の従業者の員数を常勤の従業者の員数に換算する方法をいう。
- (17) 多機能型 第83条に規定する指定生活介護の事業、第136条に規定する指定自立訓練（機能訓練）の事業、第150条に規定する指定自立訓練（生活訓練）の事業、第165条に規定する指定就労移行支援の事業、第177条に規定する指定就労継続支援A型の事業及び第191条に規定する指定就労継続支援B型の事業並びに山梨県指定通所支援の事業等に関する基準等を定める条例（平成24年山梨県条例第66号。以下「指定通所支援基準条例」という。）第6条に規定する指定児童発達支援の事業、指定通所支援基準条例第63条に規定する指定医療型児童発達支援の事業、指定通所支援基準条例第73条に規定する指定放課後等デイサービスの事業、指定通所支援基準条例第82条の2に規定する指定居宅訪問型児童発達支援の事業及び指定通所支援基準条例第83条に規定する指定保育所等訪問支援の事業のうち2以上の事業を一體的に行うこと（指定通所支援基準条例に規定する事業のみを行う場合を除く。）をいう。

（指定障害福祉サービス事業者の指定に係る申請者の要件）

第3条 法第36条第3項第1号（法第37条第2項において準用する場合を含む。）の条例で定める者は、法人とする。ただし、療養介護に係る指定又は短期入所（病院又は診療所により行われるものに限る。）に係る指定の申請については、この限りでない。

(指定障害福祉サービス事業者の一般原則)

第4条 指定障害福祉サービス事業者（第3章、第4章及び第7章から第14章までに掲げる事業を行うものに限る。）は、利用者の意向、適性、障害の特性その他の事情を踏まえた計画（以下「個別支援計画」という。）を作成し、これに基づき利用者に対して指定障害福祉サービスを提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講ずることにより利用者に対して適切かつ効果的に指定障害福祉サービスを提供しなければならない。

2 指定障害福祉サービス事業者は、利用者又は障害児の保護者の意思及び人格を尊重し、常に利用者又は障害児の保護者の立場に立った指定障害福祉サービスの提供に努めなければならない。

3 指定障害福祉サービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努めなければならない。

(暴力団の排除)

第5条 指定障害福祉サービス事業者は、その役員等（法第36条第3項第6号に規定する役員等をいう。）が甲府市暴力団排除条例（平成24年3月条例第2号）第2条第3号に規定する暴力団員等であってはならない。

第2章 居宅介護、重度訪問介護、同行援護及び行動援護

第1節 基本方針

第6条 居宅介護に係る指定障害福祉サービス（以下この章において「指定居宅介護」という。）の事業は、利用者が居宅において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、入浴、排せつ、食事等の介護、調理、洗濯、掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

2 重度訪問介護に係る指定障害福祉サービスの事業は、重度の肢体不自由者又は重度の知的障害若しくは精神障害により行動上著しい困難を有する障害者であって、常時介護を要するものが居宅において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該障害者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、入浴、排せつ、食事等の介護、調理、洗濯、掃除等の家事、外出時にお

ける移動中の介護並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

- 3 同行援護に係る指定障害福祉サービスの事業は、視覚障害により、移動に著しい困難を有する障害者等が居宅において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該障害者等の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、外出時において、当該障害者等に同行し、移動に必要な情報の提供、移動の援護、排せつ、食事等の介護その他の当該障害者等の外出時に必要な援助を適切かつ効果的に行うものでなければならない。
- 4 行動援護に係る指定障害福祉サービスの事業は、利用者が居宅において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、当該利用者が行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、排せつ、食事等の介護その他の当該利用者が行動する際に必要な援助を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

第2節 人員に関する基準

(従業者の員数等)

第7条 指定居宅介護の事業を行う者（以下この章並びに第246条及び第254条第2項において「指定居宅介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下この章において「指定居宅介護事業所」という。）ごとに置くべき従業者（指定居宅介護の提供に当たる者として障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号。以下「基準省令」という。）第5条第1項の規定により厚生労働大臣が定めるものをいう。以下この節及び第4節において同じ。）の員数は、常勤換算方法で、2.5以上とする。

- 2 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護事業所ごとに、常勤の従業者であって専ら指定居宅介護の職務に従事するもののうち事業の規模（当該指定居宅介護事業者が重度訪問介護、同行援護又は行動援護に係る指定障害福祉サービス事業者の指定を併せて受け、かつ、指定居宅介護の事業と重度訪問介護、同行援護又は行動援護に係る指定障害福祉サービスの事業とを同一の事業所において一体的に運営している場合にあっては、当該事業所において一体的に運営している指定居宅

介護及び重度訪問介護、同行援護又は行動援護に係る指定障害福祉サービスの事業の規模)に応じて1人以上の者をサービス提供責任者としなければならない。この場合において、当該サービス提供責任者の員数については、事業の規模に応じて常勤換算方法によることができる。

3 前項の事業の規模は、前3月の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。

(管理者)

第8条 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定居宅介護事業所の他の職務に従事させ、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事させることができるものとする。

(準用)

第9条 前2条の規定は、重度訪問介護、同行援護及び行動援護に係る指定障害福祉サービスの事業について準用する。

第3節 設備に関する基準

第10条 指定居宅介護事業所には、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けるほか、指定居宅介護の提供に必要な設備、備品等を備えなければならない。

2 前項の規定は、重度訪問介護、同行援護及び行動援護に係る指定障害福祉サービスの事業について準用する。

第4節 運営に関する基準

(内容及び手続の説明及び同意)

第11条 指定居宅介護事業者は、支給決定障害者等が指定居宅介護の利用の申込みを行ったときは、当該利用申込者に係る障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、当該利用申込者に対し、第33条に規定する運営規程の概要、従業者の勤務体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要な事項を記載した文書を交付して説明を行い、当該指定居宅介護の提供の開始について当該利用申込者の同意を得なければならない。

2 指定居宅介護事業者は、社会福祉法(昭和26年法律第45号)第77条の規定に基づき書面の交付を行う場合は、利用者の障害の特性に応じた適切な配慮を

しなければならない。

(契約支給量の報告等)

第12条 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護を提供するときは、当該指定居宅介護の内容、支給決定障害者等に提供することを契約した指定居宅介護の量（以下この章において「契約支給量」という。）その他の必要な事項（以下この章において「受給者証記載事項」という。）を支給決定障害者等の受給者証に記載しなければならない。

- 2 契約支給量の総量は、当該支給決定障害者等の支給量を超えてはならない。
- 3 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護の利用に係る契約をしたときは、受給者証記載事項その他の必要な事項を市町村（特別区を含む。以下同じ。）に対し遅滞なく報告しなければならない。
- 4 前3項の規定は、受給者証記載事項に変更があった場合について準用する。

(提供拒否の禁止)

第13条 指定居宅介護事業者は、正当な理由がなく、指定居宅介護の提供を拒んではならない。

(連絡調整に対する協力)

第14条 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護の利用について市町村又は一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者が行う連絡調整に、できる限り協力しなければならない。

(サービス提供困難時の対応)

第15条 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護事業所の通常の事業の実施地域（当該事業所が通常時にサービスを提供する地域をいう。以下同じ。）等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定居宅介護を提供することが困難であると認めた場合は、適当な他の指定居宅介護事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならない。

(受給資格の確認)

第16条 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護の提供を求められた場合は、その者の提示する受給者証によって、支給決定の有無、支給決定の有効期間、支給量等を確認するものとする。

(介護給付費の支給の申請に係る援助)

第17条 指定居宅介護事業者は、居宅介護に係る支給決定を受けていない者から利用の申込みがあった場合は、その者の意向を踏まえて速やかに介護給付費の支給の申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

2 指定居宅介護事業者は、居宅介護に係る支給決定に通常要すべき標準的な期間を考慮し、支給決定の有効期間の満了に伴う介護給付費の支給申請について、必要な援助を行わなければならない。

(心身の状況等の把握)

第18条 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護の提供に当たっては、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

(指定障害福祉サービス事業者等との連携等)

第19条 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護を提供するに当たっては、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、市、他の指定障害福祉サービス事業者等その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

2 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な援助を行うとともに、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

(身分を証する書類の携行)

第20条 指定居宅介護事業者は、従業者に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しなければならない。

(サービスの提供の記録)

第21条 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護を提供した際は、当該指定居宅介護の提供日、内容その他必要な事項を、指定居宅介護の提供の都度記録しなければならない。

2 指定居宅介護事業者は、前項の規定による記録に際しては、支給決定障害者等から指定居宅介護を提供したことについて確認を受けなければならない。

(指定居宅介護事業者が支給決定障害者等に求めることのできる金銭の支払の範囲等)

第22条 指定居宅介護事業者が、指定居宅介護を提供する支給決定障害者等に対して金銭の支払を求める能够なのは、当該金銭の使途が直接利用者の便益を向上させるものであって、当該支給決定障害者等に支払を求めることが適當であるものに限るものとする。

2 前項の規定により金銭の支払を求める際は、当該金銭の使途及び額並びに支給決定障害者等に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、支給決定障害者等に対し説明を行い、その同意を得なければならない。ただし、次条第1項から第3項までに掲げる支払については、この限りでない。

(利用者負担額等の受領)

第23条 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護を提供した際は、支給決定障害者等から当該指定居宅介護に係る利用者負担額の支払を受けるものとする。

2 指定居宅介護事業者は、法定代理受領を行わない指定居宅介護を提供した際は、支給決定障害者等から当該指定居宅介護に係る指定障害福祉サービス等費用基準額の支払を受けるものとする。

3 指定居宅介護事業者は、前2項の規定により支払を受ける額のほか、支給決定障害者等の選定により通常の事業の実施地域以外の地域において指定居宅介護を提供する場合は、それに要した交通費の額の支払を支給決定障害者等から受けることができる。

4 指定居宅介護事業者は、前3項の規定により費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った支給決定障害者等に対し交付しなければならない。

5 指定居宅介護事業者は、第3項の費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、支給決定障害者等に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、支給決定障害者等の同意を得なければならない。

(利用者負担額に係る管理)

第24条 指定居宅介護事業者は、支給決定障害者等の依頼を受けて、当該支給決定障害者等が同一の月に当該指定居宅介護事業者が提供する指定居宅介護及び他の指定障害福祉サービス等を受けたときは、当該指定居宅介護及び他の指定障害福祉サービス等に係る指定障害福祉サービス等費用基準額から当該指定居宅介護及び他の指定障害福祉サービス等につき法第29条第3項（法第31条の規定に

より読み替えて適用される場合を含む。) の規定により算定された介護給付費又は訓練等給付費の額を控除した額の合計額(以下「利用者負担額合計額」という。)を算定しなければならない。この場合において、当該指定居宅介護事業者は、利用者負担額合計額を市町村に報告するとともに、当該支給決定障害者等及び当該他の指定障害福祉サービス等を提供した指定障害福祉サービス事業者等に通知しなければならない。

(介護給付費の額に係る通知等)

第25条 指定居宅介護事業者は、法定代理受領により市町村から指定居宅介護に係る介護給付費の支給を受けた場合は、支給決定障害者等に対し、当該支給決定障害者等に係る介護給付費の額を通知しなければならない。

2 指定居宅介護事業者は、第23条第2項の法定代理受領を行わない指定居宅介護に係る費用の支払を受けた場合は、その提供した指定居宅介護の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を支給決定障害者等に対して交付しなければならない。

(指定居宅介護の基本取扱方針)

第26条 指定居宅介護は、利用者が居宅において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じ適切に提供されなければならない。

2 指定居宅介護事業者は、その提供する指定居宅介護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

(指定居宅介護の具体的取扱方針)

第27条 指定居宅介護事業所の従業者が提供する指定居宅介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。

- (1) 指定居宅介護の提供に当たっては、次条第1項に規定する居宅介護計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な援助を行うこと。
- (2) 指定居宅介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うこと。
- (3) 指定居宅介護の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行うこと。

- (4) 常に利用者的心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、適切な相談及び助言を行うこと。

(居宅介護計画の作成)

第28条 サービス提供責任者（第7条第2項に規定するサービス提供責任者をいう。以下この節において同じ。）は、利用者又は障害児の保護者の日常生活全般の状況及び希望等を踏まえて、具体的なサービスの内容等を記載した計画（以下「居宅介護計画」という。）を作成しなければならない。

- 2 サービス提供責任者は、居宅介護計画を作成した際は、利用者及びその同居の家族にその内容を説明するとともに、当該居宅介護計画を交付しなければならない。
- 3 サービス提供責任者は、居宅介護計画作成後においても、当該居宅介護計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて当該居宅介護計画の変更を行うものとする。
- 4 第1項及び第2項の規定は、前項に規定する居宅介護計画の変更について準用する。

(同居家族に対するサービス提供の禁止)

第29条 指定居宅介護事業者は、従業者に、その同居の家族である利用者に対する居宅介護の提供をさせてはならない。

(緊急時等の対応)

第30条 従業者は、現に指定居宅介護の提供を行っている際に利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

(支給決定障害者等に関する市町村への通知)

第31条 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護を受けている支給決定障害者等が偽りその他不正な行為によって介護給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。

(管理者及びサービス提供責任者の責務)

第32条 指定居宅介護事業所の管理者は、当該指定居宅介護事業所の従業者及び業務の管理を一元的に行わなければならない。

- 2 指定居宅介護事業所の管理者は、当該指定居宅介護事業所の従業者にこの章の

規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。

3 サービス提供責任者は、第28条に規定する業務のほか、指定居宅介護事業所に対する指定居宅介護の利用の申込みに係る調整、従業者に対する技術指導等のサービスの内容の管理等を行うものとする。

(運営規程)

第33条 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めなければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 営業日及び営業時間
- (4) 指定居宅介護の内容並びに支給決定障害者等から受領する費用の種類及びその額
- (5) 通常の事業の実施地域
- (6) 緊急時等における対応方法
- (7) 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類
- (8) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (9) その他運営に関する重要な事項

(介護等の総合的な提供)

第34条 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護の提供に当たっては、入浴、排せつ、食事等の介護又は調理、洗濯、掃除等の家事を常に総合的に提供するものとし、特定の援助に偏ることがあってはならない。

(勤務体制の確保等)

第35条 指定居宅介護事業者は、利用者に対し、適切な指定居宅介護を提供できるよう、指定居宅介護事業所ごとに、従業者の勤務の体制を定めなければならない。

- 2 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護事業所ごとに、当該指定居宅介護事業所の従業者によって指定居宅介護を提供しなければならない。
- 3 指定居宅介護事業者は、従業者に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

(衛生管理等)

第36条 指定居宅介護事業者は、従業者の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行わなければならない。

2 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護事業所の設備、備品等について、衛生的な管理に努めなければならない。

(掲示)

第37条 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護事業所の見やすい場所に、運営規程（第33条の事業の運営についての重要事項に関する規程をいう。）の概要、従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要な事項を掲示しなければならない。

(秘密保持等)

第38条 指定居宅介護事業所の従業者及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 指定居宅介護事業者は、当該指定居宅介護事業所の従業者及び管理者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

3 指定居宅介護事業者は、他の指定居宅介護事業者等に対して、利用者又はその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により当該利用者又はその家族の同意を得なければならない。

(情報の提供等)

第39条 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護を利用する者が、適切かつ円滑に利用することができるよう、当該指定居宅介護事業者が実施する事業の内容に関する情報の提供を行うよう努めなければならない。

2 指定居宅介護事業者は、当該指定居宅介護事業者について広告をする場合においては、その内容を虚偽又は誇大なものとしてはならない。

(利益供与等の禁止)

第40条 指定居宅介護事業者は、一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者若しくは他の障害福祉サービスの事業を行う者等又はその従業者に対し、利用者又はその家族に対して当該指定居宅介護事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

2 指定居宅介護事業者は、一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者

若しくは他の障害福祉サービスの事業を行う者等又はその従業者から、利用者又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を收受してはならない。

(苦情解決)

第41条 指定居宅介護事業者は、その提供した指定居宅介護に関する利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

- 2 指定居宅介護事業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。
- 3 指定居宅介護事業者は、その提供した指定居宅介護に関し、法第10条第1項の規定により市町村が行う報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは指定居宅介護事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。
- 4 指定居宅介護事業者は、その提供した指定居宅介護に関し、法第11条第2項の規定により都道府県知事が行う報告若しくは指定居宅介護の提供の記録、帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して都道府県知事が行う調査に協力するとともに、都道府県知事から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。
- 5 指定居宅介護事業者は、その提供した指定居宅介護に関し、法第48条第1項の規定により都道府県知事又は市町村長（特別区の区長を含む。以下この条において「知事等」という。）が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは指定居宅介護事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して知事等が行う調査に協力するとともに、知事等から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。
- 6 指定居宅介護事業者は、市町村又は知事等から求めがあった場合には、第3項から前項までの改善の内容を当該市町村又は知事等に報告しなければならない。

7 指定居宅介護事業者は、社会福祉法第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査又はあっせんにできる限り協力しなければならない。

(事故発生時の対応)

第42条 指定居宅介護事業者は、利用者に対する指定居宅介護の提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、当該利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 指定居宅介護事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について、記録しなければならない。

3 指定居宅介護事業者は、利用者に対する指定居宅介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(会計の区分)

第43条 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護事業所ごとに経理を区分するとともに、指定居宅介護の事業の会計をその他の事業の会計と区分しなければならない。

(記録の整備)

第44条 指定居宅介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しなければならない。

2 指定居宅介護事業者は、利用者に対する指定居宅介護の提供に関する諸記録を整備し、当該指定居宅介護を提供した日から5年間保存しなければならない。

(準用)

第45条 第11条から前条までの規定は、重度訪問介護に係る指定障害福祉サービスの事業について準用する。この場合において、第28条第1項中「第7条第2項」とあるのは「第9条において準用する第7条第2項」と、第34条中「食事等の介護」とあるのは「食事等の介護、外出時における移動中の介護」と読み替えるものとする。

2 第11条から第33条まで及び第35条から前条までの規定は、同行援護及び行動援護に係る指定障害福祉サービスの事業について準用する。この場合において、第28条第1項中「第7条第2項」とあるのは「第9条において準用する第7条第2項」と読み替えるものとする。

第5節 共生型障害福祉サービスに関する基準 (共生型居宅介護の事業を行う指定訪問介護事業者の基準)

第46条 居宅介護に係る共生型障害福祉サービス（以下「共生型居宅介護」という。）の事業を行う指定訪問介護事業者（甲府市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成31年3月条例第号。以下「指定居宅サービス等基準条例」という。）第6条第1項に規定する指定訪問介護事業者をいう。以下同じ。）が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

- (1) 指定訪問介護事業所（指定居宅サービス等基準条例第6条第1項に規定する指定訪問介護事業所をいう。以下同じ。）の従業者の員数が、当該指定訪問介護事業所が提供する指定訪問介護（指定居宅サービス等基準条例第5条に規定する指定訪問介護をいう。以下同じ。）の利用者の数を指定訪問介護の利用者の数及び共生型居宅介護の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定訪問介護事業所として必要とされる数以上であること。
- (2) 共生型居宅介護の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定居宅介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

(共生型重度訪問介護の事業を行う指定訪問介護事業者の基準)

第47条 重度訪問介護に係る共生型障害福祉サービス（以下「共生型重度訪問介護」という。）の事業を行う指定訪問介護事業者が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

- (1) 指定訪問介護事業所の従業者の員数が、当該指定訪問介護事業所が提供する指定訪問介護の利用者の数を指定訪問介護の利用者の数及び共生型重度訪問介護の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定訪問介護事業所として必要とされる数以上であること。
- (2) 共生型重度訪問介護の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定重度訪問介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

(準用)

第48条 第6条（第3項及び第4項を除く。）、第7条第2項及び第3項、第8条並びに前節（第45条を除く。）の規定は、共生型居宅介護及び共生型重度訪

間介護の事業について準用する。

第6節 基準該当障害福祉サービスに関する基準

(従業者の員数等)

第49条 居宅介護に係る基準該当障害福祉サービス（以下この節において「基準該当居宅介護」という。）の事業を行う者（以下この節において「基準該当居宅介護事業者」という。）が、当該事業を行う事業所（以下この節において「基準該当居宅介護事業所」という。）ごとに置くべき従業者（基準該当居宅介護の提供に当たる者として基準省令第44条第1項の規定により厚生労働大臣が定めるものをいう。以下この節において同じ。）の員数は、3以上とする。

2 振興山村その他の地域であって基準省令第44条第2項の規定により厚生労働大臣が定めるものにおいて基準該当居宅介護を提供する基準該当居宅介護事業者にあっては、前項の規定にかかわらず、基準該当居宅介護事業所ごとに置くべき従業者の員数は、1以上とする。

3 基準該当居宅介護事業者は、基準該当居宅介護事業所ごとに、従業者のうち1人以上の者をサービス提供責任者としなければならない。

(管理者)

第50条 基準該当居宅介護事業者は、基準該当居宅介護事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならぬ。ただし、基準該当居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、当該基準該当居宅介護事業所の他の職務に従事させ、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事させることができるものとする。

(設備、備品等)

第51条 基準該当居宅介護事業所には、事業の運営を行うために必要な広さの区画を設けるほか、基準該当居宅介護の提供に必要な設備、備品等を備えなければならない。

(同居家族に対するサービス提供の制限)

第52条 基準該当居宅介護事業者は、従業者に、その同居の家族である利用者に対する居宅介護の提供をさせてはならない。ただし、同居の家族である利用者に対する居宅介護が次の各号のいずれにも該当する場合は、この限りでない。

(1) 当該居宅介護に係る利用者が、山間のへき地その他の地域であって、指定居

宅介護のみによっては必要な居宅介護の見込量を確保することが困難であると市長が認めるものに住所を有する場合

(2) 当該居宅介護が第49条第3項に規定するサービス提供責任者の行う具体的な指示に基づいて提供される場合

(3) 当該居宅介護を提供する従業者の当該居宅介護に従事する時間の合計が、当該従業者が居宅介護に従事する時間の合計のおおむね2分の1を超えない場合

2 基準該当居宅介護事業者は、前項ただし書の規定に基づき、従業者にその同居の家族である利用者に対する基準該当居宅介護の提供をさせる場合において、当該利用者の意向や当該利用者に係る次条第1項において準用する第28条の居宅介護計画の実施状況等からみて、当該基準該当居宅介護が適切に提供されていないと認めるときは、当該従業者に対し適切な指導を行う等の必要な措置を講じなければならない。

(準用)

第53条 第6条第1項及び第4節（第23条第1項、第24条、第25条第1項、第29条、第34条及び第45条を除く。）の規定は、基準該当居宅介護の事業について準用する。この場合において、第22条第2項ただし書中「次条第1項から第3項まで」とあるのは「第53条第1項において準用する次条第2項及び第3項」と、第28条第1項中「第7条第2項」とあるのは「第49条第3項」と読み替えるものとする。

2 第6条第2項から第4項まで、第4節（第23条第1項、第24条、第25条第1項、第29条、第34条及び第45条を除く。）及び第49条から前条までの規定は、重度訪問介護、同行援護及び行動援護に係る基準該当障害福祉サービスの事業について準用する。この場合において、第22条第2項ただし書中「次条第1項から第3項まで」とあるのは「第53条第2項において準用する次条第2項及び第3項」と、第28条第1項中「第7条第2項」とあるのは「第49条第3項」と、第52条第2項中「次条第1項」とあるのは「次条第2項」と読み替えるものとする。

第3章 療養介護

第1節 基本方針

第54条 療養介護に係る指定障害福祉サービス（以下「指定療養介護」とい

う。) の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年厚生労働省令第19号。以下「施行規則」という。）第2条の2に規定する者に対して、当該者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活上の世話を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

第2節 人員に関する基準

(従業者の員数等)

第55条 指定療養介護の事業を行う者（以下「指定療養介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定療養介護事業所」という。）に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

- (1) 医師 健康保険法（大正11年法律第70号）第65条第4項第1号に規定する厚生労働大臣の定める基準以上
 - (2) 看護職員（看護師、准看護師又は看護補助者をいう。次号において同じ。） 指定療養介護の単位ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を2で除した数以上
 - (3) 生活支援員 指定療養介護の単位ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を4で除した数以上。ただし、看護職員が、常勤換算方法で、利用者の数を2で除した数以上置かれている指定療養介護の単位については、置かれている看護職員の数から利用者の数を2で除した数を控除した数を生活支援員の数に含めることができるものとする。
 - (4) サービス管理責任者（指定障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として基準省令第50条第1項第4号の規定により厚生労働大臣が定めるものをいう。以下同じ。） 指定療養介護事業所ごとに、ア又はイに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれア又はイに定める数
ア 利用者の数が60以下 1以上
イ 利用者の数が61以上 1に、利用者の数が60を超えて40又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上
- 2 前項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。

- 3 第1項の指定療養介護の単位は、指定療養介護であって、その提供が同時に1又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいう。
- 4 第1項に規定する指定療養介護事業所の従業者（同項第1号及び第2号に掲げる者を除く。）は、専ら当該指定療養介護事業所の職務に従事する者又は指定療養介護の単位ごとに専ら当該指定療養介護の提供に当たる者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。
- 5 第1項第3号の生活支援員のうち、1人以上は、常勤でなければならない。
- 6 第1項第4号のサービス管理責任者のうち、1人以上は、常勤でなければならない。
- 7 指定療養介護事業者が、医療型障害児入所施設（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第42条第2号に規定する医療型障害児入所施設をいう。以下この項及び第57条第5項において同じ。）に係る指定障害児入所施設（同法第24条の2第1項に規定する指定障害児入所施設をいう。以下同じ。）の指定を受け、かつ、指定療養介護と指定入所支援（同項に規定する指定入所支援をいう。次項及び第57条第5項において同じ。）と同一の施設において一体的に提供している場合については、山梨県指定障害児入所施設等に関する基準等を定める条例（平成24年山梨県条例第67号。第57条第5項において「山梨県指定入所施設基準条例」という。）第54条に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。
- 8 指定療養介護事業者が、指定発達支援医療機関（児童福祉法第6条の2第3項に規定する指定発達支援医療機関をいう。）の設置者である場合であって、療養介護と指定入所支援とを同一の機関において一体的に提供しているときは、指定発達支援医療機関として適切な医療その他のサービスを提供するのに必要な人員を確保していることをもって、第1項から第6項までに規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

（管理者）

第56条 指定療養介護事業者は、指定療養介護事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、指定療養介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定療養介護事業所の他の職務に従事させ、又は当該指定療養介護事業所以外の事業所、施設等の職務に従事させることができるものとす

る。

第3節 設備に関する基準

第57条 指定療養介護事業所は、医療法（昭和23年法律第205号）に規定する病院として必要とされる設備、相談室、多目的室その他運営上必要な設備を備えなければならない。ただし、当該指定療養介護事業所と同一の敷地内に他の事業所、施設等がある場合において、当該他の事業所、施設等の設備を当該指定療養介護事業所の相談室として使用することができるときは、利用者の支援に支障がない場合に限り、相談室を設けないことができる。

- 2 前項に規定する相談室の基準は、室内における談話の漏えいを防ぐための間仕切り等を設けることとする。
- 3 第1項に規定する相談室及び多目的室は、利用者の支援に支障がない場合は、兼用することができる。
- 4 第1項に規定する設備は、専ら当該指定療養介護事業所の用に供するものでなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。
- 5 指定療養介護事業者が、医療型障害児入所施設に係る指定障害児入所施設の指定を受け、かつ、指定療養介護と指定入所支援とを同一の施設において一体的に提供している場合については、山梨県指定入所施設基準条例第55条に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第4節 運営に関する基準

(契約支給量の報告等)

第58条 指定療養介護事業者は、入所又は退所に際しては、入所又は退所の年月日その他の必要な事項（以下この章において「受給者証記載事項」という。）を支給決定障害者の受給者証に記載しなければならない。

- 2 指定療養介護事業者は、指定療養介護の利用に係る契約をしたときは受給者証記載事項その他の必要な事項を市町村に対し遅滞なく報告しなければならない。
- 3 前2項の規定は、受給者証記載事項に変更があった場合について準用する。

(サービスの提供の記録)

第59条 指定療養介護事業者は、指定療養介護を提供した際は、当該指定療養介護の提供日、内容その他必要な事項を記録しなければならない。

2 指定療養介護事業者は、前項の規定による記録に際しては、支給決定障害者等から指定療養介護を提供したことについて確認を受けなければならない。

(利用者負担額等の受領)

第60条 指定療養介護事業者は、指定療養介護を提供した際は、支給決定障害者から当該指定療養介護に係る利用者負担額の支払を受けるものとする。

2 指定療養介護事業者は、法定代理受領を行わない指定療養介護を提供した際は、支給決定障害者から当該指定療養介護に係る指定障害福祉サービス等費用基準額及び指定療養介護医療につき健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した額又は法第70条第2項において準用する法第58条第4項に規定する厚生労働大臣の定めるところにより算定した額の支払を受けるものとする。

3 指定療養介護事業者は、前2項の規定により支払を受ける額のほか、指定療養介護において提供される便宜に要する費用のうち次に掲げる費用の支払を支給決定障害者から受けることができる。

(1) 日用品費

(2) 前号に掲げるもののほか、指定療養介護において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、支給決定障害者に負担させることが適当と認められるもの

4 指定療養介護事業者は、前3項の規定により費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った支給決定障害者に対し交付しなければならない。

5 指定療養介護事業者は、第3項に掲げる費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、支給決定障害者に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、支給決定障害者の同意を得なければならない。

(利用者負担額に係る管理)

第61条 指定療養介護事業者は、支給決定障害者が同一の月に当該指定療養介護事業者が提供する指定療養介護及び他の指定障害福祉サービス等を受けたときは、当該指定療養介護及び他の指定障害福祉サービス等に係る利用者負担額合計額及び指定療養介護医療につき健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した額又は法第70条第2項において準用する法第58条第4項に規

定する厚生労働大臣の定めるところにより算定した額から当該指定療養介護医療につき支給すべき療養介護医療費の額を控除して得た額の合計額（以下この条において「利用者負担額等合計額」という。）を算定しなければならない。この場合において、当該指定療養介護事業者は、利用者負担額等合計額を市町村に報告するとともに、当該支給決定障害者及び当該他の指定障害福祉サービス等を提供した指定障害福祉サービス事業者等に通知しなければならない。

（介護給付費の額に係る通知等）

第62条 指定療養介護事業者は、法定代理受領により市町村から指定療養介護に係る介護給付費及び療養介護医療費の支給を受けた場合は、支給決定障害者に対し、当該支給決定障害者に係る介護給付費及び療養介護医療費の額を通知しなければならない。

2 指定療養介護事業者は、第60条第2項の法定代理受領を行わない指定療養介護に係る費用の支払を受けた場合は、その提供した指定療養介護の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を支給決定障害者に対して交付しなければならない。

（指定療養介護の取扱方針）

第63条 指定療養介護事業者は、次条第1項に規定する療養介護計画に基づき、利用者の心身の状況等に応じて、その者の支援を適切に行うとともに、指定療養介護の提供が漫然としたもの又は画一的なものとならないよう配慮しなければならない。

2 指定療養介護事業所の従業者は、指定療養介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行なうことを旨とし、利用者又はその家族に対し、支援上必要な事項について、理解しやすいように説明を行わなければならない。

3 指定療養介護事業者は、その提供する指定療養介護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

（療養介護計画の作成等）

第64条 指定療養介護事業所の管理者は、サービス管理責任者に指定療養介護に係る個別支援計画（以下この章において「療養介護計画」という。）の作成に関する業務を担当させるものとする。

2 サービス管理責任者は、療養介護計画の作成に当たっては、適切な方法によ

り、利用者について、その有する能力、その置かれている環境、日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者の希望する生活、課題等の把握（以下この章において「アセスメント」という。）を行い、利用者が自立した日常生活を営むことができるよう支援する上での適切な支援内容の検討をしなければならない。

- 3 アセスメントに当たっては、利用者に面接して行わなければならない。この場合において、サービス管理責任者は、面接の趣旨を利用者に対して十分に説明し、理解を得なければならない。
- 4 サービス管理責任者は、アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な支援の方針、生活全般の質向上させるための課題、指定療養介護の目標及びその達成時期、指定療養介護を提供する上での留意事項等を記載した療養介護計画の原案を作成しなければならない。この場合において、当該指定療養介護事業所が提供する指定療養介護以外の保健医療サービス又はその他の福祉サービス等との連携も含めて療養介護計画の原案に位置付けるよう努めなければならない。
- 5 サービス管理責任者は、療養介護計画の作成に係る会議（利用者に対する指定療養介護の提供に当たる担当者等を招集して行う会議をいう。）を開催し、前項に規定する療養介護計画の原案の内容について意見を求めるものとする。
- 6 サービス管理責任者は、第4項に規定する療養介護計画の原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得なければならない。
- 7 サービス管理責任者は、療養介護計画を作成した際には、当該療養介護計画を利用者に交付しなければならない。
- 8 サービス管理責任者は、療養介護計画の作成後、療養介護計画の実施状況の把握（利用者についての継続的なアセスメントを含む。次項において「モニタリング」という。）を行うとともに、少なくとも6月に1回以上、療養介護計画の見直しを行い、必要に応じて療養介護計画の変更を行うものとする。
- 9 サービス管理責任者は、モニタリングに当たっては、利用者及びその家族等との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行わなければならない。
 - (1) 定期的に利用者に面接すること。

- (2) 定期的にモニタリングの結果を記録すること。

10 第2項から第7項までの規定は、第8項に規定する療養介護計画の変更について準用する。

(サービス管理責任者の責務)

第65条 サービス管理責任者は、前条に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行ふものとする。

- (1) 利用申込者の利用に際し、その者に係る指定障害福祉サービス事業者等に対する照会等により、その者的心身の状況、当該指定療養介護事業所以外における指定障害福祉サービス等の利用状況等を把握すること。
- (2) 利用者的心身の状況、その置かれている環境等に照らし、利用者が自立した日常生活を営むことができるよう定期的に検討するとともに、自立した日常生活を営むことができると認められる利用者に対し、必要な支援を行うこと。
- (3) 他の従業者に対する技術指導及び助言を行うこと。

(相談及び援助)

第66条 指定療養介護事業者は、常に利用者的心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、その相談に適切に応ずるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。

(機能訓練)

第67条 指定療養介護事業者は、利用者的心身の諸機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるため、必要な機能訓練を行わなければならない。

(看護及び医学的管理の下における介護)

第68条 看護及び医学的管理の下における介護は、利用者の病状及び心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもつて行われなければならない。

- 2 指定療養介護事業者は、利用者の病状及び心身の状況に応じ、適切な方法により、排せつの自立について必要な援助を行わなければならない。
- 3 指定療養介護事業者は、おむつを使用せざるを得ない利用者のおむつを適切に取り替えなければならない。
- 4 指定療養介護事業者は、前3項に規定するもののほか、利用者に対し、離床、着替え、整容その他日常生活上の支援を適切に行わなければならない。

5 指定療養介護事業者は、利用者に対し、その負担により、当該指定療養介護事業所の従業者以外の者による看護及び介護を受けさせてはならない。

(その他のサービスの提供)

第69条 指定療養介護事業者は、適宜利用者のためのレクリエーション行事を行うよう努めなければならない。

2 指定療養介護事業者は、常に利用者の家族との連携を図るとともに、利用者とその家族の交流等の機会を確保するよう努めなければならない。

(緊急時等の対応)

第70条 従業者は、現に指定療養介護の提供を行っている際に利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに他の専門医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

(支給決定障害者に関する市町村への通知)

第71条 指定療養介護事業者は、指定療養介護を受けている支給決定障害者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。

- (1) 正当な理由なしに指定療養介護の利用に関する指示に従わないことにより、障害の状態等を悪化させたと認められるとき。
- (2) 偽りその他不正な行為によって介護給付費若しくは特例介護給付費又は療養介護医療費を受け、又は受けようとしたとき。

(管理者の責務)

第72条 指定療養介護事業所の管理者は、当該指定療養介護事業所の従業者及び業務の管理その他の管理を一元的に行わなければならない。

2 指定療養介護事業所の管理者は、当該指定療養介護事業所の従業者にこの章の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。

(運営規程)

第73条 指定療養介護事業者は、指定療養介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めなければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 利用定員

- (4) 指定療養介護の内容並びに支給決定障害者から受領する費用の種類及びその額
- (5) サービスの利用に当たっての留意事項
- (6) 緊急時等における対応方法
- (7) 非常災害対策
- (8) 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類
- (9) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (10) その他運営に関する重要事項

(勤務体制の確保等)

第74条 指定療養介護事業者は、利用者に対し、適切な指定療養介護を提供できるよう、指定療養介護事業所ごとに、従業者の勤務の体制を定めなければならない。

- 2 指定療養介護事業者は、指定療養介護事業所ごとに、当該指定療養介護事業所の従業者によって指定療養介護を提供しなければならない。ただし、利用者の支援に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。
- 3 指定療養介護事業者は、従業者に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

(定員の遵守)

第75条 指定療養介護事業者は、利用定員を超えて指定療養介護の提供を行ってはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(非常災害対策)

第76条 指定療養介護事業者は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的計画を作成して、非常災害の際の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知しなければならない。

- 2 前項の非常災害に関する具体的計画の作成に当たっては、指定療養介護事業所の立地状況等を勘案し、発生することが予想される非常災害の種類に応じたものとしなければならない。
- 3 指定療養介護事業者は、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必

要な措置に関する訓練を行わなければならない。

- 4 前項の訓練は、地域住民及び消防団その他の関係機関と連携して行うよう努めなければならない。
- 5 指定療養介護事業者は、非常災害の際に利用者、従業者等が必要とする飲料水、食糧、日用品その他の物資及び防災に関する資機材の備蓄、整備及び点検を行うよう努めなければならない。

(衛生管理等)

第77条 指定療養介護事業者は、利用者の使用する設備及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療機器の管理を適正に行わなければならない。

- 2 指定療養介護事業者は、指定療養介護事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(掲示)

第78条 指定療養介護事業者は、指定療養介護事業所の見やすい場所に、運営規程（第73条の事業の運営についての重要事項に関する規程をいう。）の概要、従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要な事項を掲示しなければならない。

(身体的拘束等の禁止)

第79条 指定療養介護事業者は、指定療養介護の提供に当たっては、利用者に対し、身体的拘束等（身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為をいう。以下同じ。）を行ってはならない。ただし、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合は、この限りでない。

- 2 指定療養介護事業者は、身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録しなければならない。

(地域との連携等)

第80条 指定療養介護事業者は、その事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。

(記録の整備)

第81条 指定療養介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しなければならない。

2 指定療養介護事業者は、利用者に対する指定療養介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、当該指定療養介護を提供した日から5年間保存しなければならない。

- (1) 療養介護計画
- (2) 第59条第1項の規定によるサービスの提供の記録
- (3) 第71条の規定による市町村への通知に係る記録
- (4) 第79条第2項の規定による身体的拘束等の記録
- (5) 次条において準用する第41条第2項の規定による苦情の内容等の記録
- (6) 次条において準用する第42条第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(準用)

第82条 第11条、第13条、第14条、第16条から第19条まで、第22条、第38条、第39条第1項及び第40条から第42条までの規定は、指定療養介護の事業について準用する。この場合において、第11条第1項中「第33条」とあるのは「第73条」と、第22条第2項ただし書中「次条第1項」とあるのは「第60条第1項」と読み替えるものとする。

第4章 生活介護

第1節 基本方針

第83条 生活介護に係る指定障害福祉サービス（以下「指定生活介護」という。）の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、施行規則第2条の4に規定する者に対して、入浴、排せつ及び食事の介護、創作的活動又は生産活動の機会の提供その他の便宜を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

第2節 人員に関する基準

（従業者の員数等）

第84条 指定生活介護の事業を行う者（以下「指定生活介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定生活介護事業所」という。）に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

(1) 医師 利用者に対して日常生活上の健康管理及び療養上の指導を行うために必要な数

(2) 看護職員（保健師又は看護師若しくは准看護師をいう。以下この章、第7章、第8章及び第16章において同じ。）、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員

ア 看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員の総数 指定生活介護の単位ごとに、常勤換算方法で、(7)から(9)までに掲げる平均障害支援区分（基準省令第78条第1項第2号イの規定による厚生労働大臣が定めるところにより算定した障害支援区分の平均値をいう。以下同じ。）に応じ、それぞれ(7)から(9)までに定める数

(7) 平均障害支援区分が4未満 利用者の数を6で除した数以上

(8) 平均障害支援区分が4以上5未満 利用者の数を5で除した数以上

(9) 平均障害支援区分が5以上 利用者の数を3で除した数以上

イ 看護職員 指定生活介護の単位ごとに、1以上

ウ 理学療法士又は作業療法士 利用者に対して日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う場合は、指定生活介護の単位ごとに、当該訓練を行うために必要な数

エ 生活支援員 指定生活介護の単位ごとに、1以上

(3) サービス管理責任者 指定生活介護事業所ごとに、ア又はイに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれア又はイに定める数

ア 利用者の数が60以下 1以上

イ 利用者の数が61以上 1に、利用者の数が60を超えて40又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上

2 前項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。

3 第1項の指定生活介護の単位は、指定生活介護であって、その提供が同時に1又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいう。

4 第1項第2号の理学療法士又は作業療法士を確保することが困難な場合には、これらの者に代えて、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する看護師その他の者を機能訓練指導員として置くことができ

る。

5 第1項及び前項に規定する指定生活介護事業所の従業者は、専ら当該指定生活介護事業所の職務に従事する者又は指定生活介護の単位ごとに専ら当該指定生活介護の提供に当たる者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

6 第1項第2号の生活支援員のうち、1人以上は、常勤でなければならない。

7 第1項第3号のサービス管理責任者のうち、1人以上は、常勤でなければならない。

(従たる事業所を設置する場合における特例)

第85条 指定生活介護事業者は、指定生活介護事業所における主たる事業所（以下「主たる事業所」という。）と一体的に管理運営を行う事業所（以下「従たる事業所」という。）を設置することができる。

2 従たる事業所を設置する場合においては、主たる事業所及び従たる事業所の従業者（サービス管理責任者を除く。）のうち、それぞれ1人以上は、常勤かつ専ら当該主たる事業所又は従たる事業所の職務に従事する者でなければならない。

(準用)

第86条 第56条の規定は、指定生活介護の事業について準用する。

第3節 設備に関する基準

第87条 指定生活介護事業所は、訓練・作業室、相談室、洗面所、便所、多目的室その他運営に必要な設備を設けなければならない。

2 前項に規定する設備の基準は、次のとおりとする。

(1) 訓練・作業室

ア 訓練又は作業に支障がない広さを有すること。

イ 訓練又は作業に必要な機械器具等を備えること。

(2) 相談室 室内における談話の漏えいを防ぐための間仕切り等を設けること。

(3) 洗面所 利用者の特性に応じたものであること。

(4) 便所 利用者の特性に応じたものであること。

3 第1項に規定する相談室及び多目的室は、利用者の支援に支障がない場合は、兼用することができる。

4 第1項に規定する設備は、専ら当該指定生活介護事業所の用に供するものでな

ければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

第4節 運営に関する基準

(利用者負担額等の受領)

第88条 指定生活介護事業者は、指定生活介護を提供した際は、支給決定障害者から当該指定生活介護に係る利用者負担額の支払を受けるものとする。

- 2 指定生活介護事業者は、法定代理受領を行わない指定生活介護を提供した際は、支給決定障害者から当該指定生活介護に係る指定障害福祉サービス等費用基準額の支払を受けるものとする。
- 3 指定生活介護事業者は、前2項の規定により支払を受ける額のほか、指定生活介護において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の支払を支給決定障害者から受けることができる。
 - (1) 食事の提供に要する費用
 - (2) 創作的活動に係る材料費
 - (3) 日用品費
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、指定生活介護において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、支給決定障害者に負担させることが適当と認められるもの
- 4 前項第1号に掲げる費用については、基準省令第82条第4項の規定により厚生労働大臣が定めるところによるものとする。
- 5 指定生活介護事業者は、第1項から第3項までの規定により費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った支給決定障害者に対し交付しなければならない。
- 6 指定生活介護事業者は、第3項に掲げる費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、支給決定障害者に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、支給決定障害者の同意を得なければならない。

(介護)

第89条 介護は、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行われなければならない。

- 2 指定生活介護事業者は、利用者の心身の状況に応じ、適切な方法により、排せつの自立について必要な援助を行わなければならない。

- 3 指定生活介護事業者は、おむつを使用せざるを得ない利用者のおむつを適切に取り替えなければならない。
- 4 指定生活介護事業者は、前3項に規定するもののほか、利用者に対し、離床、着替え、整容その他日常生活上必要な支援を適切に行わなければならない。
- 5 指定生活介護事業者は、常時1人以上の従業者を介護に従事させなければならない。
- 6 指定生活介護事業者は、利用者に対し、その負担により、当該指定生活介護事業所の従業者以外の者による介護を受けさせてはならない。

(生産活動)

- 第90条 指定生活介護事業者は、生産活動の機会の提供に当たっては、地域の実情、製品及びサービスの需給状況等を考慮して行うよう努めなければならない。
- 2 指定生活介護事業者は、生産活動の機会の提供に当たっては、生産活動に従事する者の作業時間、作業量等がその者に過重な負担とならないよう配慮しなければならない。
 - 3 指定生活介護事業者は、生産活動の機会の提供に当たっては、生産活動の能率の向上が図られるよう、利用者の障害の特性等を踏まえた工夫を行わなければならぬ。
 - 4 指定生活介護事業者は、生産活動の機会の提供に当たっては、防塵設備又は消防設備の設置等生産活動を安全に行うために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

(工賃の支払)

- 第91条 指定生活介護事業者は、生産活動に従事している者に、生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額を工賃として支払わなければならない。

(職場への定着のための支援の実施)

- 第92条 指定生活介護事業者は、障害者の職場への定着を促進するため、当該指定生活介護事業者が提供する指定生活介護を受けて通常の事業所に新たに雇用された障害者について、障害者就業・生活支援センター（障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第27条第2項に規定する障害者就業・生活支援センターをいう。以下同じ。）等の関係機関と連携して、当該障害

者が就職した日から 6 月以上、職業生活における相談等の支援の継続に努めなければならない。

(食事の提供)

第 9 3 条 指定生活介護事業者は、あらかじめ、利用者に対し食事の提供の有無を説明し、提供を行う場合には、その内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならぬ。

2 指定生活介護事業者は、食事の提供に当たっては、利用者の心身の状況及び嗜好を考慮し、適切な時間に食事の提供を行うとともに、利用者の年齢及び障害の特性に応じた、適切な栄養量及び内容の食事の提供を行うため、必要な栄養管理を行わなければならぬ。^し

3 調理は、あらかじめ作成された献立に従って行われなければならない。

4 指定生活介護事業者は、食事の提供を行う場合であつて、指定生活介護事業所に栄養士を置かないときは、献立の内容、栄養価の算定及び調理の方法について保健所等の指導を受けるよう努めなければならない。

(健康管理)

第 9 4 条 指定生活介護事業者は、常に利用者の健康の状況に注意するとともに、健康保持のための適切な措置を講じなければならない。

(支給決定障害者に関する市町村への通知)

第 9 5 条 指定生活介護事業者は、指定生活介護を受けている支給決定障害者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。

- (1) 正当な理由なしに指定生活介護の利用に関する指示に従わないことにより、障害の状態等を悪化させたと認められるとき。
- (2) 偽りその他不正な行為によって介護給付費又は特例介護給付費を受け、又は受けようとしたとき。

(運営規程)

第 9 6 条 指定生活介護事業者は、指定生活介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めなければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容

- (3) 営業日及び営業時間
- (4) 利用定員
- (5) 指定生活介護の内容並びに支給決定障害者から受領する費用の種類及びその額
- (6) 通常の事業の実施地域
- (7) サービスの利用に当たっての留意事項
- (8) 緊急時等における対応方法
- (9) 非常災害対策
- (10) 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類
- (11) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (12) その他運営に関する重要事項

(衛生管理等)

第97条 指定生活介護事業者は、利用者の使用する設備及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、健康管理等に必要となる機械器具等の管理を適正に行わなければならない。

2 指定生活介護事業者は、指定生活介護事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(協力医療機関)

第98条 指定生活介護事業者は、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関（当該指定生活介護事業者との間で利用者が医療を必要とした際の連携協力が合意されている病院その他の医療機関をいう。次条において同じ。）を定めなければならない。

(掲示)

第99条 指定生活介護事業者は、指定生活介護事業所の見やすい場所に、運営規程（第96条の事業の運営についての重要事項に関する規程をいう。）の概要、従業者の勤務の体制、協力医療機関その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要な事項を掲示しなければならない。

(準用)

第100条 第11条から第19条まで、第21条、第22条、第24条、第25条、第30条、第38条から第43条まで、第63条から第66条まで、第72

条、第74条から第76条まで及び第79条から第81条までの規定は、指定生活介護の事業について準用する。この場合において、第11条第1項中「第33条」とあるのは「第96条」と、第22条第2項ただし書中「次条第1項」とあるのは「第88条第1項」と、第25条第2項中「第23条第2項」とあるのは「第88条第2項」と、第63条第1項中「次条第1項」とあるのは「第100条において準用する次条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「生活介護計画」と、第64条中「療養介護計画」とあるのは「生活介護計画」と、第81条第2項第1号中「療養介護計画」とあるのは「生活介護計画」と、同項第2号中「第59条第1項」とあるのは「第100条において準用する第21条第1項」と、同項第3号中「第71条」とあるのは「第95条」と、同項第5号及び第6号中「次条」とあるのは「第100条」と読み替えるものとする。

第5節 共生型障害福祉サービスに関する基準

(共生型生活介護の事業を行う指定児童発達支援事業者等の基準)

第101条 生活介護に係る共生型障害福祉サービス（以下「共生型生活介護」という。）の事業を行う指定児童発達支援事業者（指定通所支援基準条例第7条第1項に規定する指定児童発達支援事業者をいう。）又は指定放課後等デイサービス事業者（指定通所支援基準条例第74条第1項に規定する指定放課後等デイサービス事業者をいう。）が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

- (1) 指定児童発達支援事業所（指定通所支援基準条例第7条第1項に規定する指定児童発達支援事業所をいう。第257条において同じ。）又は指定放課後等デイサービス事業所（指定通所支援基準条例第74条第1項に規定する指定放課後等デイサービス事業所をいう。第257条において同じ。）（以下「指定児童発達支援事業所等」という。）の従業者の員数が、当該指定児童発達支援事業所等が提供する指定児童発達支援（指定通所支援基準条例第6条に規定する指定児童発達支援をいう。）又は指定放課後等デイサービス（指定通所支援基準条例第73条に規定する指定放課後等デイサービスをいう。）（以下「指定児童発達支援等」という。）を受ける障害児の数を指定児童発達支援等を受ける障害児の数及び共生型生活介護の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定児童発達支援事業所等として必要とされる数以上であること。

- (2) 共生型生活介護の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定生活介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

(共生型生活介護の事業を行う指定通所介護事業者等の基準)

第102条 共生型生活介護の事業を行う指定通所介護事業者（指定居宅サービス等基準条例第103条第1項に規定する指定通所介護事業者をいう。）又は指定地域密着型通所介護事業者（甲府市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年12月条例第41号。以下「指定地域密着型サービス基準条例」という。）第60条の3第1項に規定する指定地域密着型通所介護事業者をいう。）（以下「指定通所介護事業者等」という。）が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

- (1) 指定通所介護事業所（指定居宅サービス等基準条例第103条第1項に規定する指定通所介護事業所をいう。）又は指定地域密着型通所介護事業所（指定地域密着型サービス基準条例第60条の3第1項に規定する指定地域密着型通所介護事業所をいう。）（以下「指定通所介護事業所等」という。）の食堂及び機能訓練室（指定居宅サービス等基準条例第105条第2項第1号又は指定地域密着型サービス基準条例第60条の5第2項第1号に規定する食堂及び機能訓練室をいう。以下同じ。）の面積を、指定通所介護（指定居宅サービス等基準条例第102条に規定する指定通所介護をいう。）又は指定地域密着型通所介護（指定地域密着型サービス基準条例第60条の2に規定する指定地域密着型通所介護をいう。）（以下「指定通所介護等」という。）の利用者の数と共生型生活介護の利用者の数の合計数で除して得た面積が3平方メートル以上であること。
- (2) 指定通所介護事業所等の従業者の員数が、当該指定通所介護事業所等が提供する指定通所介護等の利用者の数を指定通所介護等の利用者の数及び共生型生活介護の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定通所介護事業所等として必要とされる数以上であること。
- (3) 共生型生活介護の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定生活介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

(共生型生活介護の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者等の基準)

第103条 共生型生活介護の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者（指

定地域密着型サービス基準条例第83条第1項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業者をいう。）、指定看護小規模多機能型居宅介護事業者（指定地域密着型サービス基準条例第192条第1項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業者をいう。）又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者（甲府市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成24年12月条例第42号。以下「指定地域密着型介護予防サービス基準条例」という。）第45条第1項に規定する指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者をいう。以下同じ。）（以下「指定小規模多機能型居宅介護事業者等」という。）が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

- (1) 指定小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型サービス基準条例第83条第1項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。）、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型サービス基準条例第192条第1項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業所をいう。）又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型介護予防サービス基準条例第45条第1項に規定する指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所をいう。以下同じ。）（以下「指定小規模多機能型居宅介護事業所等」という。）の登録定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録者（指定地域密着型サービス基準条例第83条第1項若しくは第192条第1項又は指定地域密着型介護予防サービス基準条例第45条第1項に規定する登録者をいう。以下同じ。）の数と共生型生活介護、共生型自立訓練（機能訓練）（第144条に規定する共生型自立訓練（機能訓練）をいう。）若しくは共生型自立訓練（生活訓練）（第159条に規定する共生型自立訓練（生活訓練）をいう。）又は共生型児童発達支援（指定通所支援基準条例第56条の2に規定する共生型児童発達支援をいう。）若しくは共生型放課後等デイサービス（指定通所支援基準条例第79条の2に規定する共生型放課後等デイサービスをいう。）（以下「共生型通いサービス」という。）を利用するため当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等に登録を受けた障害者及び障害児の数の合計数の上限をいう。以下この条、第145条及び第160条において同

じ。) を 29 人 (サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所 (指定地域密着型サービス基準条例第 83 条第 7 項に規定するサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。) 、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所 (指定地域密着型サービス基準条例第 192 条第 8 項に規定するサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所をいう。) 又はサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所 (指定地域密着型介護予防サービス基準条例第 45 条第 7 項に規定するサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所をいう。第 106 条において同じ。) (以下「サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等」という。) にあっては、18 人) 以下とすること。

(2) 指定小規模多機能型居宅介護事業所等が提供する指定小規模多機能型居宅介護 (指定地域密着型サービス基準条例第 82 条に規定する指定小規模多機能型居宅介護をいう。) 、指定看護小規模多機能型居宅介護 (指定地域密着型サービス基準条例第 191 条に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護をいう。) 又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護 (指定地域密着型介護予防サービス基準条例第 44 条に規定する指定介護予防小規模多機能型居宅介護をいう。以下同じ。) (以下「指定小規模多機能型居宅介護等」という。) のうち通いサービス (指定地域密着型サービス基準条例第 83 条第 1 項若しくは第 192 条第 1 項又は指定地域密着型介護予防サービス基準条例第 45 条第 1 項に規定する通りサービスをいう。以下同じ。) の利用定員 (当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通りサービスの利用者の数と共生型通りサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数の 1 日当たりの上限をいう。以下この条、第 145 条及び第 160 条において同じ。) を登録定員の 2 分の 1 から 15 人 (登録定員が 25 人を超える指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあっては、次の表の左欄に掲げる登録定員の区分に応じそれぞれ同表の右欄に定める利用定員の数、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあっては、12 人) までの範囲内とすること。

登録定員	利用定員
26 人又は 27 人	16 人
28 人	17 人

29人	18人
-----	-----

- (3) 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の居間及び食堂（指定地域密着型サービス基準条例第87条第2項第1号若しくは第196条第2項第1号又は指定地域密着型介護予防サービス基準条例第49条第2項第1号に規定する居間及び食堂をいう。以下同じ。）は、機能を十分に發揮しうる適當な広さを有すること。
- (4) 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者の員数が、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等が提供する通いサービスの利用者の数を通りサービスの利用者の数並びに共生型通りサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数であるとした場合における指定地域密着型サービス基準条例第83条若しくは第192条又は指定地域密着型介護予防サービス基準条例第45条に規定する基準を満たしていること。
- (5) 共生型生活介護の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定生活介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

（準用）

第104条 第11条から第19条まで、第21条、第22条、第24条、第25条、第30条、第38条から第43条まで、第56条、第63条から第66条まで、第72条、第74条から第76条まで、第79条から第81条まで、第83条、第85条及び前節（第100条を除く。）の規定は、共生型生活介護の事業について準用する。

第6節 基準該当障害福祉サービスに関する基準

（基準該当生活介護の基準）

第105条 基準該当生活介護事業者（生活介護に係る基準該当障害福祉サービス（第259条に規定する特定基準該当生活介護を除く。以下この節において「基準該当生活介護」という。）の事業を行う者をいう。）が当該事業に関して満すべき基準は、次のとおりとする。

- (1) 指定通所介護事業者等であって、地域において生活介護が提供されていないこと等により生活介護を受けることが困難な障害者に対して指定通所介護等を提供するものであること。
- (2) 指定通所介護事業所等の食堂及び機能訓練室の面積を、指定通所介護等の利

用者の数と基準該当生活介護を受ける利用者の数の合計数で除して得た面積が3平方メートル以上であること。

- (3) 指定通所介護事業所等の従業者の員数が、当該指定通所介護事業所等が提供する指定通所介護等の利用者の数を指定通所介護等の利用者及び基準該当生活介護を受ける利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定通所介護事業所等として必要とされる数以上であること。
- (4) 基準該当生活介護を受ける利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定生活介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

(指定小規模多機能型居宅介護事業所等に関する特例)

第106条 次に掲げる要件を満たした指定小規模多機能型居宅介護事業者等（指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者を除く。以下この条、第123条、第148条及び第163条において同じ。）が地域において生活介護が提供されていないこと等により生活介護を受けることが困難な障害者に対して指定小規模多機能型居宅介護等（指定介護予防小規模多機能型居宅介護を除く。以下この条、第123条、第148条及び第163条において同じ。）のうち通いサービス（指定地域密着型介護予防サービス基準条例第45条第1項に規定する通いサービスを除く。以下この条、第123条、第148条及び第163条において同じ。）を提供する場合には、当該通いサービスを基準該当生活介護と、当該通いサービスを行う指定小規模多機能型居宅介護事業所等（指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所を除く。以下この条、第123条、第148条及び第163条において同じ。）を基準該当生活介護事業所とみなす。この場合において、前条の規定は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等については適用しない。

- (1) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録者（指定地域密着型介護予防サービス基準条例第45条第1項に規定する登録者を除く。第148条及び第163条において同じ。）の数とこの条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス、第148条の規定により基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通いサービス若しくは第163条の規定により基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービス又は指定通所支援基準条例第62条の2の規定により基

準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは指定通所支援基準条例第82条において準用する指定通所支援基準条例第62条の2の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービスを利用するため当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等に登録を受けた障害者及び障害児の数の合計数の上限をいう。次号において同じ。)を29人(サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等(サテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所を除く。以下この条、第123条、第148条及び第163条において同じ。)にあっては、18人)以下とすること。

- (2) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスの利用定員(当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスの利用者の数とこの条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス、第148条の規定により基準該当自立訓練(機能訓練)とみなされる通いサービス若しくは第163条の規定により基準該当自立訓練(生活訓練)とみなされる通いサービス又は指定通所支援基準条例第62条の2の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは指定通所支援基準条例第82条において準用する指定通所支援基準条例第62条の2の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数の1日当たりの上限をいう。以下この号において同じ。)を登録定員の2分の1から15人(登録定員が25人を超える指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあっては、次の表の左欄に掲げる登録定員の区分に応じそれぞれ同表の右欄に定める利用定員の数、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあっては、12人)までの範囲内とすること。

登録定員	利用定員
26人又は27人	16人
28人	17人
29人	18人

- (3) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の居間及び食堂(指定地域密着型介護予防サービス基準条例第49条第2項第1号に規定する居間及び食堂を除く。第148条及び第163条において同じ。)は、機能を十分に發揮しうる適當な広さを有すること。

- (4) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者の員数が、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等が提供する通いサービスの利用者の数を通りサービスの利用者の数並びにこの条の規定により基準該当生活介護とみなされる通りサービス、第148条の規定により基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通りサービス若しくは第163条の規定により基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通りサービス又は指定通所支援基準条例第62条の2の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通りサービス若しくは指定通所支援基準条例第82条において準用する指定通所支援基準条例第62条の2の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通りサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数であるとした場合における指定地域密着型サービス基準条例第83条又は第192条に規定する基準を満たしていること。
- (5) この条の規定により基準該当生活介護とみなされる通りサービスを受ける障害者に対して適切なサービスを提供するため、指定生活介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

(準用)

第107条 第88条第2項から第6項までの規定は、基準該当生活介護の事業について準用する。

第5章 短期入所

第1節 基本方針

第108条 短期入所に係る指定障害福祉サービス（以下この章において「指定短期入所」という。）の事業は、利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて入浴、排せつ、食事の介護その他の必要な保護を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

第2節 人員に関する基準

（従業者の員数等）

第109条 法第5条第8項に規定する施設が指定短期入所の事業を行う事業所（以下この章において「指定短期入所事業所」という。）として当該施設と一体的に運営を行う事業所（以下この章において「併設事業所」という。）を設置する場合において、当該施設及び併設事業所に置くべき従業者の総数は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める数とする。

- (1) 指定障害者支援施設（法第29条第1項に規定する指定障害者支援施設をいう。以下同じ。）その他の法第5条第8項に規定する施設（入所によるものに限り、次号に掲げるものを除く。以下この章において「入所施設等」という。）である当該施設が、指定短期入所事業所として併設事業所を設置する場合 当該施設の利用者の数及び併設事業所の利用者の数の合計数を当該施設の利用者の数とみなした場合において、当該施設として必要とされる数以上
- (2) 第151条第1項に規定する指定自立訓練（生活訓練）事業者（施行規則第25条第7号に規定する宿泊型自立訓練の事業を行う者に限る。）、第220条第1項に規定する指定共同生活援助事業者、第236条に規定する日中サービス支援型指定共同生活援助事業者又は第248条第1項に規定する外部サービス利用型指定共同生活援助事業者（以下この章において「指定自立訓練（生活訓練）事業者等」という。）である当該施設が、指定短期入所事業所として併設事業所を設置する場合 ア又はイに掲げる指定短期入所を提供する時間帯に応じ、それぞれア又はイに定める数
- ア 指定短期入所と同時に第150条に規定する指定自立訓練（生活訓練）（施行規則第25条第7号に規定する宿泊型自立訓練に係るものに限る。）、第219条に規定する指定共同生活援助、第236条に規定する日中サービス支援型指定共同生活援助又は第246条に規定する外部サービス利用型指定共同生活援助（以下この章において「指定自立訓練（生活訓練）等」という。）を提供する時間帯 指定自立訓練（生活訓練）事業所等（当該指定自立訓練（生活訓練）事業者等が設置する当該指定に係る指定自立訓練（生活訓練）事業所（第151条第1項に規定する指定自立訓練（生活訓練）事業所をいう。）、指定共同生活援助事業所（第220条第1項に規定する指定共同生活援助事業所をいう。以下この章において同じ。）、日中サービス支援型指定共同生活援助事業所（第238条第1項に規定する日中サービス支援型指定共同生活援助事業所をいう。以下この章において同じ。）又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業所（第248条第1項に規定する外部サービス利用型指定共同生活援助事業所をいう。以下この章において同じ。）以下この章において同じ。）の利用者の数及び併設事業所の利用者の数の合計数を当該指定自立訓練（生活訓練）事業所等の利用者の数とみ

なした場合において、当該指定自立訓練（生活訓練）事業所等における生活支援員又はこれに準ずる従業者として必要とされる数以上

イ 指定短期入所を提供する時間帯（アに掲げるものを除く。）次の①又は②に掲げる当該日の指定短期入所の利用者の数の区分に応じ、それぞれ①又は②に定める数

① 当該日の指定短期入所の利用者の数が 6 以下 1 以上

② 当該日の指定短期入所の利用者の数が 7 以上 1 に当該日の指定短期入所の利用者の数が 6 を超えて 6 又はその端数を増すごとに 1 を加えて得た数以上

2 法第 5 条第 8 項に規定する施設が、その施設の全部又は一部が利用されていない居室を利用して指定短期入所の事業を行う場合において、当該事業を行う事業所（以下この章において「空床利用型事業所」という。）に置くべき従業者の員数は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める数とする。

(1) 入所施設等である当該施設が、指定短期入所事業所として空床利用型事業所を設置する場合 当該施設の利用者の数及び空床利用型事業所の利用者の数の合計数を当該施設の利用者の数とみなした場合において、当該施設として必要とされる数以上

(2) 指定自立訓練（生活訓練）事業者等（第 236 条に規定する日中サービス支援型指定共同生活援助事業者を除く。）である当該施設が、指定短期入所事業所として空床利用型事業所を設置する場合 ア又はイに掲げる指定短期入所を提供する時間帯に応じ、それぞれア又はイに定める数

ア 指定短期入所と同時に指定自立訓練（生活訓練）等（第 236 条に規定する日中サービス支援型指定共同生活援助を除く。）を提供する時間帯 当該指定自立訓練（生活訓練）事業所等（日中サービス支援型指定共同生活援助事業所を除く。以下このアにおいて同じ。）の利用者の数及び空床利用型事業所の利用者の数の合計数を当該指定自立訓練（生活訓練）事業所等の利用者の数とみなした場合において、当該指定自立訓練（生活訓練）事業所等における生活支援員又はこれに準ずる従業者として必要とされる数以上

イ 指定短期入所を提供する時間帯（アに掲げるものを除く。）次の①又は②に掲げる当該日の指定短期入所の利用者の数の区分に応じ、それぞれ①又

は(イ)に定める数

- (ア) 当該日の指定短期入所の利用者の数が 6 以下 1 以上
- (イ) 当該日の指定短期入所の利用者の数が 7 以上 1 に当該日の指定短期入所の利用者の数が 6 を超えて 6 又はその端数を増すごとに 1 を加えて得た数以上

3 併設事業所又は空床利用型事業所以外の指定短期入所事業所（以下この章において「単独型事業所」という。）に置くべき生活支援員の員数は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める数とする。

- (1) 指定生活介護事業所、第 137 条第 1 項に規定する指定自立訓練（機能訓練）事業所、第 151 条第 1 項に規定する指定自立訓練（生活訓練）事業所、第 166 条第 1 項に規定する指定就労移行支援事業所、第 178 条第 1 項に規定する指定就労継続支援 A 型事業所、指定就労継続支援 B 型事業所（第 191 条に規定する指定就労継続支援 B 型の事業を行う者が当該事業を行う事業所をいう。）、指定共同生活援助事業所、日中サービス支援型指定共同生活援助事業所、外部サービス利用型指定共同生活援助事業所又は指定障害児通所支援事業所（児童福祉法第 21 条の 5 の 3 第 1 項に規定する指定通所支援の事業を行う者が当該事業を行う事業所をいう。）（以下この章において「指定生活介護事業所等」という。）において指定短期入所の事業を行う場合 ア又はイに掲げる指定短期入所の事業を行う時間帯に応じ、それぞれア又はイに定める数
ア 指定生活介護、第 136 条に規定する指定自立訓練（機能訓練）、第 150 条に規定する指定自立訓練（生活訓練）、第 177 条に規定する指定就労継続支援 A 型、第 191 条に規定する指定就労継続支援 B 型、第 219 条に規定する指定共同生活援助、第 236 条に規定する日中サービス支援型指定共同生活援助又は児童福祉法第 21 条の 5 の 3 第 1 項に規定する指定通所支援のサービス提供時間 当該指定生活介護事業所等の利用者の数及び当該単独型事業所の利用者の数の合計数を当該指定生活介護事業所等の利用者の数とみなした場合において、当該指定生活介護事業所等における生活支援員又はこれに準ずる従業者として必要とされる数以上
- イ 指定生活介護事業所等が指定短期入所の事業を行う時間帯であって、アに

掲げる時間以外の時間 次の⑦又は⑧に掲げる当該日の利用者の数の区分に応じ、それぞれ⑦又は⑧に定める数

⑦ 当該日の利用者の数が 6 以下 1 以上

⑧ 当該日の利用者の数が 7 以上 1 に当該日の利用者の数が 6 を超えて 6 又はその端数を増すごとに 1 を加えて得た数以上

(2) 指定生活介護事業所等以外で行われる単独型事業所において指定短期入所の事業を行う場合 前号イの⑦又は⑧に掲げる当該日の利用者の数の区分に応じ、それぞれ同号イの⑦又は⑧に定める数

(準用)

第 110 条 第 56 条の規定は、指定短期入所の事業について準用する。

第 3 節 設備に関する基準

第 111 条 指定短期入所事業所は、併設事業所又は法第 5 条第 8 項に規定する施設の居室であって、その全部又は一部が利用者に利用されていない居室を用いるものでなければならない。

2 併設事業所にあっては、当該併設事業所及び当該併設事業所と同一敷地内にある法第 5 条第 8 項に規定する施設（以下この章において「併設本体施設」という。）の効率的運営が可能であり、かつ、当該併設本体施設の利用者の支援に支障がないときは、当該併設本体施設の設備（居室を除く。）を指定短期入所の事業の用に供することができるものとする。

3 空床利用型事業所にあっては、当該施設として必要とされる設備を有することで足りるものとする。

4 単独型事業所は、居室、食堂、浴室、洗面所、便所その他運営上必要な設備を設けなければならない。

5 前項に規定する設備の基準は、次のとおりとする。

(1) 居室

ア 一の居室の定員は、4 人以下とすること。

イ 地階に設けてはならないこと。

ウ 利用者 1 人当たりの床面積は、収納設備等を除き 8 平方メートル以上とすること。

エ 寝台又はこれに代わる設備を備えること。

オ ブザー又はこれに代わる設備を設けること。

(2) 食堂

ア 食事の提供に支障がない広さを有すること。

イ 必要な備品を備えること。

(3) 浴室 利用者の特性に応じたものであること。

(4) 洗面所

ア 居室のある階ごとに設けること。

イ 利用者の特性に応じたものであること。

(5) 便所

ア 居室のある階ごとに設けること。

イ 利用者の特性に応じたものであること。

第4節 運営に関する基準

(指定短期入所の開始及び終了)

第112条 指定短期入所の事業を行う者（以下この章において「指定短期入所事業者」という。）は、介護を行う者の疾病その他の理由により居宅において介護を受けることが一時的に困難となった利用者を対象に、指定短期入所を提供するものとする。

2 指定短期入所事業者は、他の指定障害福祉サービス事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携により、指定短期入所の提供後においても提供前と同様に利用者が継続的に保健医療サービス又は福祉サービスを利用できるよう必要な援助に努めなければならない。

(入退所の記録の記載等)

第113条 指定短期入所事業者は、入所又は退所に際しては、受給者証記載事項（指定短期入所事業所の名称、入所又は退所の年月日その他の必要な事項をいう。）を、支給決定障害者等の受給者証に記載しなければならない。

2 指定短期入所事業者は、自らの指定短期入所の提供により、支給決定障害者等が提供を受けた指定短期入所の量の総量が支給量に達した場合は、当該支給決定障害者等に係る受給者証の指定短期入所の提供に係る部分の写しを市町村に提出しなければならない。

(利用者負担額等の受領)

第114条 指定短期入所事業者は、指定短期入所を提供した際は、支給決定障害者等から当該指定短期入所に係る利用者負担額の支払を受けるものとする。

2 指定短期入所事業者は、法定代理受領を行わない指定短期入所を提供した際は、支給決定障害者等から当該指定短期入所に係る指定障害福祉サービス等費用基準額の支払を受けるものとする。

3 指定短期入所事業者は、前2項の規定により支払を受ける額のほか、指定短期入所において提供される便宜に要する費用のうち次に掲げる費用の支払を支給決定障害者等から受けることができる。

(1) 食事の提供に要する費用

(2) 光熱水費

(3) 日用品費

(4) 前3号に掲げるもののほか、指定短期入所において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、支給決定障害者等に負担させることが適當と認められるもの

4 前項第1号及び第2号に掲げる費用については、基準省令第120条第4項の規定により厚生労働大臣が定めるところによるものとする。

5 指定短期入所事業者は、第1項から第3項までの規定により費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った支給決定障害者等に対し交付しなければならない。

6 指定短期入所事業者は、第3項に掲げる費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、支給決定障害者等に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、支給決定障害者等の同意を得なければならない。

（指定短期入所の取扱方針）

第115条 指定短期入所は、利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じ適切に提供されなければならない。

2 指定短期入所事業所の従業者は、指定短期入所の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその介護を行う者に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行わなければならない。

3 指定短期入所事業者は、その提供する指定短期入所の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

(サービスの提供)

第116条 指定短期入所の提供に当たっては、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行わなければならない。

- 2 指定短期入所事業者は、適切な方法により、利用者を入浴させ、又は清拭しなければならない。
- 3 指定短期入所事業者は、その利用者に対して、支給決定障害者等の負担により、当該指定短期入所事業所の従業者以外の者による保護を受けさせてはならない。
- 4 指定短期入所事業者は、支給決定障害者等の依頼を受けた場合には、利用者に対して食事の提供を行わなければならぬ。
- 5 利用者の食事は、栄養並びに利用者の身体の状況及び嗜好を考慮したものとするとともに、適切な時間に提供しなければならない。

(運営規程)

第117条 指定短期入所事業者は、次に掲げる事業の運営についての重要事項（第109条第2項の規定の適用を受ける施設にあっては、第3号に掲げる事項を除く。）に関する規程を定めなければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 利用定員
- (4) 指定短期入所の内容並びに支給決定障害者等から受領する費用の種類及びその額
- (5) サービスの利用に当たっての留意事項
- (6) 緊急時等における対応方法
- (7) 非常災害対策
- (8) 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類
- (9) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (10) その他運営に関する重要な事項

(定員の遵守)

第118条 指定短期入所事業者は、次に掲げる利用者の数以上の利用者に対して

同時に指定短期入所を提供してはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

- (1) 併設事業所にあっては、利用定員及び居室の定員を超えることとなる利用者の数
- (2) 空床利用型事業所にあっては、当該施設の利用定員（第220条第1項に規定する指定共同生活援助事業所又は第248条第1項に規定する外部サービス利用型指定共同生活援助事業所にあっては、共同生活援助を行う住居（以下「共同生活住居」という。）及びユニット（居室及び居室に近接して設けられる相互に交流を図ることができる設備により一体的に構成される場所をいう。以下同じ。）の入居定員）及び居室の定員を超えることとなる利用者の数
- (3) 単独型事業所にあっては、利用定員及び居室の定員を超えることとなる利用者の数
(準用)

第119条 第11条、第13条から第19条まで、第21条、第22条、第24条、第25条、第30条、第31条、第38条から第44条まで、第66条、第72条、第74条、第76条、第79条、第80条、第94条及び第97条から第99条までの規定は、指定短期入所の事業について準用する。この場合において、第11条第1項中「第33条」とあるのは「第117条」と、第22条第2項ただし書中「次条第1項」とあるのは「第114条第1項」と、第25条第2項中「第23条第2項」とあるのは「第114条第2項」と、第99条中「第96条」とあるのは「第117条」と読み替えるものとする。

第5節 共生型障害福祉サービスに関する基準

(共生型短期入所の事業を行う指定短期入所生活介護事業者等の基準)

第120条 短期入所に係る共生型障害福祉サービス（以下「共生型短期入所」という。）の事業を行う指定短期入所生活介護事業者（指定居宅サービス等基準条例第136条第1項に規定する指定短期入所生活介護事業者をいう。）又は指定介護予防短期入所生活介護事業者（甲府市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成31年3月条例第 号。以下「指定介護予防サービス等基準条例」という。）第95条第1項に規定する指定

介護予防短期入所生活介護事業者をいう。) が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

- (1) 指定短期入所生活介護事業所 (指定居宅サービス等基準条例第136条第1項に規定する指定短期入所生活介護事業所をいう。) 又は指定介護予防短期入所生活介護事業所 (指定介護予防サービス等基準条例第95条第1項に規定する指定介護予防短期入所生活介護事業所をいう。) (以下「指定短期入所生活介護事業所等」という。) の居室の面積を、指定短期入所生活介護 (指定居宅サービス等基準条例第135条に規定する指定短期入所生活介護をいう。) 又は指定介護予防短期入所生活介護 (指定介護予防サービス等基準条例第94条に規定する指定介護予防短期入所生活介護をいう。) (次号において「指定短期入所生活介護等」という。) の利用者の数と共生型短期入所の利用者の数の合計数で除して得た面積が10.65平方メートル以上であること。
- (2) 指定短期入所生活介護事業所等の従業者の員数が、当該指定短期入所生活介護事業所等が提供する指定短期入所生活介護等の利用者の数を指定短期入所生活介護等の利用者の数及び共生型短期入所の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定短期入所生活介護事業所等として必要とされる数以上であること。
- (3) 共生型短期入所の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定短期入所事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

(共生型短期入所の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者等の基準)

第121条 共生型短期入所の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者等が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

- (1) 指定小規模多機能型居宅介護事業所等に個室 (指定地域密着型サービス基準条例第87条第2項第2号ウ若しくは第196条第2項第2号ウ又は指定地域密着型介護予防サービス基準条例第49条第2項第2号ウに規定する個室をいう。以下この号において同じ。) 以外の宿泊室を設ける場合は、当該個室以外の宿泊室の面積を宿泊サービス (指定地域密着型サービス基準条例第83条第5項若しくは第192条第6項又は指定地域密着型介護予防サービス基準条例第45条第5項に規定する宿泊サービスをいう。次号において同じ。) の利用定員から個室の定員数を減じて得た数で除して得た面積がおおむね7.43平

方メートル以上であること。

- (2) 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者の員数が、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等が提供する宿泊サービスの利用者の数を宿泊サービスの利用者の数及び共生型短期入所の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等として必要とされる数以上であること。
- (3) 共生型短期入所の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定短期入所事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

(準用)

第122条 第11条、第13条から第19条まで、第21条、第22条、第24条、第25条、第30条、第31条、第38条から第44条まで、第56条、第66条、第72条、第74条から第76条まで、第79条、第80条、第94条、第97条から第99条まで、第108条及び前節（第118条及び第119条を除く。）の規定は、共生型短期入所の事業について準用する。

第6節 基準該当障害福祉サービスに関する基準

（指定小規模多機能型居宅介護事業所等に関する特例）

第123条 基準該当短期入所事業者（短期入所に係る基準該当障害福祉サービス（以下この節において「基準該当短期入所」という。）の事業を行う者をいう。）が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

- (1) 指定小規模多機能型居宅介護事業者等であって、第106条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス、第148条の規定により基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通いサービス若しくは第163条の規定により基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービス又は指定通所支援基準条例第62条の2の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは指定通所支援基準条例第82条において準用する指定通所支援基準条例第62条の2の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービスを利用するために当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等に登録を受けた障害者及び障害児に対して指定小規模多機能型居宅介護等のうち宿泊サービス（指定地域密着型サービス基準条例第83条第5項又は第192条第6項に規定する宿泊サービスをいう。以下この条において同じ。）

を提供するものであること。

- (2) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の宿泊サービスの利用定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の宿泊サービスを利用する者の数と基準該当短期入所の提供を受ける障害者及び障害児の数の合計数の1日当たりの上限をいう。次号において同じ。）を通いサービスの利用定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通りサービスの利用者の数と第106条の規定により基準該当生活介護とみなされる通りサービス、第148条の規定により基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通りサービス若しくは第163条の規定により基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通りサービス又は指定通所支援基準条例第62条の2の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通りサービス若しくは指定通所支援基準条例第82条において準用する指定通所支援基準条例第62条の2の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通りサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数の1日当たりの上限をいう。）の3分の1から9人（サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあっては、6人）までの範囲内とすること。
- (3) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等に個室（指定地域密着型サービス基準条例第87条第2項第2号ウ又は第196条第2項第2号ウに規定する個室をいう。以下この号において同じ。）以外の宿泊室を設ける場合は、個室以外の宿泊室の面積を宿泊サービスの利用定員から個室の定員数を減じて得た数で除して得た面積が、おおむね7.43平方メートル以上であること。
- (4) 基準該当短期入所の提供を受ける障害者及び障害児に対して適切なサービスを提供するため、指定短期入所事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。
- （準用）

第124条 第114条第2項から第6項までの規定は、基準該当短期入所の事業について準用する。

第6章 重度障害者等包括支援

第1節 基本方針

第125条 重度障害者等包括支援に係る指定障害福祉サービス（以下この章において「指定重度障害者等包括支援」という。）の事業は、常時介護を要する利用

者であって、その介護の必要の程度が著しく高いものが自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、障害福祉サービスを包括的に提供し、生活全般にわたる援助を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

第2節 人員に関する基準

(従業者の員数等)

第126条 指定重度障害者等包括支援の事業を行う者（以下この章において「指定重度障害者等包括支援事業者」という。）は、当該指定重度障害者等包括支援事業者が指定を受けている指定障害福祉サービス事業者（指定療養介護事業者を除く。第129条において同じ。）又は指定障害者支援施設の基準を満たさなければなければならない。

- 2 指定重度障害者等包括支援事業者は、指定重度障害者等包括支援の事業を行う事業所（以下この章において「指定重度障害者等包括支援事業所」という。）ごとに、サービス提供責任者を1以上置かなければならない。
- 3 前項のサービス提供責任者は、指定重度障害者等包括支援の提供に係るサービス管理を行う者として基準省令第127条第3項の規定により厚生労働大臣が定めるものでなければならない。
- 4 第2項のサービス提供責任者のうち、1人以上は、常勤でなければならない。

(準用)

第127条 第8条の規定は、指定重度障害者等包括支援の事業について準用する。

第3節 設備に関する基準

(準用)

第128条 第10条第1項の規定は、指定重度障害者等包括支援の事業について準用する。

第4節 運営に関する基準

(実施主体)

第129条 指定重度障害者等包括支援事業者は、指定障害福祉サービス事業者又は指定障害者支援施設でなければならない。

(事業所の体制)

第130条 指定重度障害者等包括支援事業所は、利用者からの連絡に隨時対応できる体制を有していかなければならない。

- 2 指定重度障害者等包括支援事業所は、自ら又は第三者に委託することにより、
2以上の障害福祉サービスを提供できる体制を有していかなければならない。
- 3 指定重度障害者等包括支援事業所は、その事業の主たる対象とする利用者に関する専門医を有する医療機関と協力する体制を有していかなければならない。

(障害福祉サービスの提供に係る基準)

第131条 指定重度障害者等包括支援において提供する障害福祉サービス（生活介護、自立訓練、就労移行支援及び就労継続支援に限る。）を自ら又は第三者に委託することにより提供する場合にあっては、当該指定重度障害者等包括支援事業所又は当該委託を受けて障害福祉サービスを提供する事業所は、甲府市障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成31年3月条例第号）又は甲府市障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成30年12月条例第54号）に規定する基準を満たさなければならない。

- 2 指定重度障害者等包括支援事業者は、従業者に、その同居の家族である利用者に対する指定重度障害者等包括支援において提供する障害福祉サービス（居宅介護、重度訪問介護、同行援護及び行動援護に限る。）の提供をさせてはならない。
- 3 指定重度障害者等包括支援において提供する障害福祉サービス（短期入所及び共同生活援助に限る。）を自ら又は第三者に委託することにより提供する場合にあっては、当該指定重度障害者等包括支援事業所又は当該委託を受けて障害福祉サービスを提供する事業所は、その提供する障害福祉サービスごとに、この条例に規定する基準を満たさなければならない。

(指定重度障害者等包括支援の取扱方針)

第132条 指定重度障害者等包括支援事業者は、次条第1項に規定する重度障害者等包括支援計画に基づき、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、その者の支援を適切に行うとともに、指定重度障害者等包括支援の提供が漫然としたもの又は画一的なものとならないよう配慮しなければならない。

- 2 指定重度障害者等包括支援事業所の従業者は、指定重度障害者等包括支援の提

供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、支援上必要な事項について、理解しやすいように説明を行わなければならない。

3 指定重度障害者等包括支援事業者は、その提供する指定重度障害者等包括支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

(重度障害者等包括支援計画の作成)

第133条 サービス提供責任者は、利用者又は障害児の保護者の日常生活全般の状況及び希望等を踏まえて、週を単位として、具体的なサービスの内容等を記載した計画（以下この章において「重度障害者等包括支援計画」という。）を作成しなければならない。

2 サービス提供責任者は、重度障害者等包括支援計画を作成した際は、利用者及びその同居の家族にその内容を説明するとともに、当該重度障害者等包括支援計画を交付しなければならない。

3 サービス提供責任者は、重度障害者等包括支援計画作成後においても、当該重度障害者等包括支援計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて当該重度障害者等包括支援計画の変更を行うものとする。

4 第1項及び第2項の規定は、前項に規定する重度障害者等包括支援計画の変更について準用する。

(運営規程)

第134条 指定重度障害者等包括支援事業者は、指定重度障害者等包括支援事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めなければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 指定重度障害者等包括支援を提供できる利用者の数
- (4) 指定重度障害者等包括支援の内容並びに支給決定障害者等から受領する費用の種類及びその額
- (5) 通常の事業の実施地域
- (6) 緊急時等における対応方法
- (7) 事業の主たる対象とする利用者
- (8) 虐待の防止のための措置に関する事項

(9) その他運営に関する重要事項

(準用)

第135条 第11条から第23条まで、第25条、第30条、第31条、第36条から第44条まで及び第72条の規定は、指定重度障害者等包括支援の事業について準用する。この場合において、第11条第1項中「第33条」とあるのは「第134条」と読み替えるものとする。

第7章 自立訓練（機能訓練）

第1節 基本方針

第136条 自立訓練（機能訓練）（施行規則第6条の6第1号に規定する自立訓練（機能訓練）をいう。以下同じ。）に係る指定障害福祉サービス（以下「指定自立訓練（機能訓練）」という。）の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、施行規則第6条の6第1号に規定する期間にわたり、身体機能又は生活能力の維持、向上等のために必要な訓練その他の便宜を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

第2節 人員に関する基準

（従業者の員数等）

第137条 指定自立訓練（機能訓練）の事業を行う者（以下「指定自立訓練（機能訓練）事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定自立訓練（機能訓練）事業所」という。）に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

（1） 看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員

ア 看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員の総数 指定自立訓練（機能訓練）事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を6で除した数以上

イ 看護職員 指定自立訓練（機能訓練）事業所ごとに、1以上

ウ 理学療法士又は作業療法士 指定自立訓練（機能訓練）事業所ごとに、1以上

エ 生活支援員 指定自立訓練（機能訓練）事業所ごとに、1以上

（2） サービス管理責任者 指定自立訓練（機能訓練）事業所ごとに、ア又はイに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれア又はイに定める数

- ア 利用者の数が 60 以下 1 以上
- イ 利用者の数が 61 以上 1 に、利用者の数が 60 を超えて 40 又はその端数を増すごとに 1 を加えて得た数以上
- 2 指定自立訓練（機能訓練）事業者が、指定自立訓練（機能訓練）事業所における指定自立訓練（機能訓練）に併せて、利用者の居宅を訪問することにより指定自立訓練（機能訓練）（以下この項において「訪問による指定自立訓練（機能訓練）」という。）を提供する場合は、指定自立訓練（機能訓練）事業所ごとに、前項に規定する員数の従業者に加えて、当該訪問による指定自立訓練（機能訓練）を提供する生活支援員を 1 人以上置くものとする。
- 3 第 1 項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。
- 4 第 1 項第 1 号の理学療法士又は作業療法士を確保することが困難な場合には、これらの者に代えて、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する看護師その他の者を機能訓練指導員として置くことができる。
- 5 第 1 項、第 2 項及び前項に規定する指定自立訓練（機能訓練）事業所の従業者は、専ら当該指定自立訓練（機能訓練）事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。
- 6 第 1 項第 1 号の看護職員のうち、1 人以上は、常勤でなければならない。
- 7 第 1 項第 1 号の生活支援員のうち、1 人以上は、常勤でなければならない。
- 8 第 1 項第 2 号のサービス管理責任者のうち、1 人以上は、常勤でなければならない。

（準用）

第 138 条 第 56 条及び第 85 条の規定は、指定自立訓練（機能訓練）の事業について準用する。

第 3 節 設備に関する基準

（準用）

第 139 条 第 87 条の規定は、指定自立訓練（機能訓練）の事業について準用する。

第 4 節 運営に関する基準

(利用者負担額等の受領)

第140条 指定自立訓練（機能訓練）事業者は、指定自立訓練（機能訓練）を提供した際は、支給決定障害者から当該指定自立訓練（機能訓練）に係る利用者負担額の支払を受けるものとする。

- 2 指定自立訓練（機能訓練）事業者は、法定代理受領を行わない指定自立訓練（機能訓練）を提供した際は、支給決定障害者から当該指定自立訓練（機能訓練）に係る指定障害福祉サービス等費用基準額の支払を受けるものとする。
- 3 指定自立訓練（機能訓練）事業者は、前2項の規定により支払を受ける額のほか、指定自立訓練（機能訓練）において提供される便宜に要する費用のうち次に掲げる費用の支払を支給決定障害者から受けることができる。
 - (1) 食事の提供に要する費用
 - (2) 日用品費
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、指定自立訓練（機能訓練）において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、支給決定障害者に負担させることが適當と認められるもの
- 4 前項第1号に掲げる費用については、基準省令第159条第4項の規定により厚生労働大臣が定めるところによるものとする。
- 5 指定自立訓練（機能訓練）事業者は、第1項から第3項までの規定により費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った支給決定障害者に対し交付しなければならない。
- 6 指定自立訓練（機能訓練）事業者は、第3項に掲げる費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、支給決定障害者に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、支給決定障害者の同意を得なければならない。

(訓練)

第141条 指定自立訓練（機能訓練）事業者は、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって訓練を行わなければならない。

- 2 指定自立訓練（機能訓練）事業者は、利用者に対し、その有する能力を活用することにより、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の心身の特性に応じた必要な訓練を行わなければならない。

- 3 指定自立訓練（機能訓練）事業者は、常時1人以上の従業者を訓練に従事させなければならない。
- 4 指定自立訓練（機能訓練）事業者は、利用者に対し、その負担により、当該指定自立訓練（機能訓練）事業所の従業者以外の者による訓練を受けさせてはならない。

（地域生活への移行のための支援）

第142条 指定自立訓練（機能訓練）事業者は、利用者が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、第166条第1項に規定する指定就労移行支援事業者その他の障害福祉サービス事業を行う者等と連携し、必要な調整を行わなければならない。

- 2 指定自立訓練（機能訓練）事業者は、利用者が地域において安心した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者が住宅等における生活に移行した後も、一定期間、定期的な連絡、相談等を行わなければならない。

（準用）

第143条 第11条から第22条まで、第24条、第25条、第30条、第38条から第43条まで、第63条から第66条まで、第72条、第74条から第76条まで、第79条から第81条まで及び第92条から第99条までの規定は、指定自立訓練（機能訓練）の事業について準用する。この場合において、第11条第1項中「第33条」とあるのは「第143条において準用する第96条」と、第22条第2項ただし書中「次条第1項」とあるのは「第140条第1項」と、第25条第2項中「第23条第2項」とあるのは「第140条第2項」と、第63条第1項中「次条第1項」とあるのは「第143条において準用する次条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（機能訓練）計画」と、第64条中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（機能訓練）計画」と、同条第8項中「6月」とあるのは「3月」と、第81条第2項第1号中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（機能訓練）計画」と、同項第2号中「第59条第1項」とあるのは「第143条において準用する第21条第1項」と、同項第3号中「第71条」とあるのは「第143条において準用する第95条」と、同項第5号及び第6号中「次条」とあるのは「第143条」と読み替えるものとする。

第5節 共生型障害福祉サービスに関する基準

(共生型自立訓練（機能訓練）の事業を行う指定通所介護事業者等の基準)

第144条 自立訓練（機能訓練）に係る共生型障害福祉サービス（以下「共生型自立訓練（機能訓練）」という。）の事業を行う指定通所介護事業者等が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

- (1) 指定通所介護事業所等の食堂及び機能訓練室の面積を、指定通所介護等の利用者の数と共生型自立訓練（機能訓練）の利用者の数の合計数で除して得た面積が3平方メートル以上であること。
- (2) 指定通所介護事業所等の従業者の員数が、当該指定通所介護事業所等が提供する指定通所介護等の利用者の数を指定通所介護等の利用者の数及び共生型自立訓練（機能訓練）の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定通所介護事業所等として必要とされる数以上であること。
- (3) 共生型自立訓練（機能訓練）の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定自立訓練（機能訓練）事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

(共生型自立訓練（機能訓練）の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者等の基準)

第145条 共生型自立訓練（機能訓練）の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者等が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

- (1) 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録定員を29人（サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあっては、18人）以下とすること。
- (2) 指定小規模多機能型居宅介護事業所等が行う指定小規模多機能型居宅介護等のうち通いサービスの利用定員を登録定員の2分の1から15人（登録定員が25人を超える指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあっては、次の表の左欄に掲げる登録定員の区分に応じそれぞれ同表の右欄に定める利用定員の数、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあっては、12人）までの範囲内とすること。

登録定員	利用定員
26人又は27人	16人
28人	17人

29人	18人
-----	-----

- (3) 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の居間及び食堂は、機能を十分に發揮しうる適當な広さを有すること。
- (4) 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者の員数が、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等が提供する通いサービスの利用者の数を通いサービスの利用者の数並びに共生型通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数であるとした場合における指定地域密着型サービス基準条例第83条若しくは第192条又は指定地域密着型介護予防サービス基準条例第45条に規定する基準を満たしていること。
- (5) 共生型自立訓練（機能訓練）の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定自立訓練（機能訓練）事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

（準用）

第146条 第11条から第22条まで、第24条、第25条、第30条、第38条から第43条まで、第56条、第63条から第66条まで、第72条、第74条から第76条まで、第79条から第81条まで、第85条、第92条から第99条まで、第136条及び前節（第143条を除く。）の規定は、共生型自立訓練（機能訓練）の事業について準用する。

第6節 基準該当障害福祉サービスに関する基準

（基準該当自立訓練（機能訓練）の基準）

第147条 基準該当自立訓練（機能訓練）事業者（自立訓練（機能訓練）に係る基準該当障害福祉サービス（第259条に規定する特定基準該当自立訓練（機能訓練）を除く。以下この節において「基準該当自立訓練（機能訓練）」という。）の事業を行う者をいう。）が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

- (1) 指定通所介護事業者等であつて、地域において自立訓練（機能訓練）が提供されていないこと等により自立訓練（機能訓練）を受けることが困難な障害者に対して指定通所介護等を提供するものであること。
- (2) 指定通所介護事業所等の食堂及び機能訓練室の面積を、指定通所介護等の利用者の数と基準該当自立訓練（機能訓練）を受ける利用者の数の合計数で除し

て得た面積が 3 平方メートル以上であること。

- (3) 指定通所介護事業所等の従業者の員数が、当該指定通所介護事業所等が提供する指定通所介護等の利用者の数を指定通所介護等の利用者及び基準該当自立訓練（機能訓練）を受ける利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定通所介護事業所等として必要とされる数以上であること。
- (4) 基準該当自立訓練（機能訓練）を受ける利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定自立訓練（機能訓練）事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

（指定小規模多機能型居宅介護事業所等に関する特例）

第 148 条 次に掲げる要件を満たした指定小規模多機能型居宅介護事業者等が地域において自立訓練（機能訓練）が提供されていないこと等により自立訓練（機能訓練）を受けることが困難な障害者に対して指定小規模多機能型居宅介護等のうち通いサービスを提供する場合には、当該通りサービスを基準該当自立訓練（機能訓練）と、当該通りサービスを行う指定小規模多機能型居宅介護事業所等を基準該当自立訓練（機能訓練）事業所とみなす。この場合において、前条の規定は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等については適用しない。

- (1) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録者の数とこの条の規定により基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通りサービス、第 106 条の規定により基準該当生活介護とみなされる通りサービス若しくは第 163 条の規定により基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通りサービス又は指定通所支援基準条例第 62 条の 2 の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通りサービス若しくは指定通所支援基準条例第 82 条において準用する指定通所支援基準条例第 62 条の 2 の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通りサービスを利用するため当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等に登録を受けた障害者及び障害児の数の合計数の上限をいう。次号において同じ。）を 29 人（サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあっては、18 人）以下とすること。
- (2) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通りサービスの利用定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通りサービスの利用者の数とこの条の

規定により基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通いサービス、第106条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス若しくは第163条の規定により基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービス又は指定通所支援基準条例第62条の2の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは指定通所支援基準条例第82条において準用する指定通所支援基準条例第62条の2の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数の1日当たりの上限をいう。以下この号において同じ。）を登録定員の2分の1から15人（登録定員が25人を超える指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあっては、次の表の左欄に掲げる登録定員の区分に応じそれぞれ同表の右欄に定める利用定員の数、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあっては、12人）までの範囲内とすること。

登録定員	利用定員
26人又は27人	16人
28人	17人
29人	18人

- (3) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の居間及び食堂は、機能を十分に發揮しうる適當な広さを有すること。
- (4) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者の員数が、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等が提供する通いサービスの利用者の数を通りサービスの利用者の数並びにこの条の規定により基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通いサービス、第106条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス若しくは第163条の規定により基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービス又は指定通所支援基準条例第62条の2の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは指定通所支援基準条例第82条において準用する指定通所支援基準条例第62条の2の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数であるとした場合における指定地域密着型サービス基準条例第83条又は第192条に規定する基準を満たしていること。
- (5) この条の規定により基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通いサービ

スを受ける障害者に対して適切なサービスを提供するため、指定自立訓練（機能訓練）事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。
(準用)

第149条 第140条第2項から第6項までの規定は、基準該当自立訓練（機能訓練）の事業について準用する。

第8章 自立訓練（生活訓練）

第1節 基本方針

第150条 自立訓練（生活訓練）（施行規則第6条の6第2号に規定する自立訓練（生活訓練）をいう。以下同じ。）に係る指定障害福祉サービス（以下「指定自立訓練（生活訓練）」という。）の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、施行規則第6条の6第2号に規定する期間にわたり生活能力の維持、向上等のために必要な支援、訓練その他の便宜を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

第2節 人員に関する基準

（従業者の員数等）

第151条 指定自立訓練（生活訓練）の事業を行う者（以下「指定自立訓練（生活訓練）事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定自立訓練（生活訓練）事業所」という。）に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

- (1) 生活支援員 指定自立訓練（生活訓練）事業所ごとに、常勤換算方法で、アに掲げる利用者の数を6で除した数とイに掲げる利用者の数を10で除した数の合計数以上
 - ア イに掲げる利用者以外の利用者
 - イ 指定宿泊型自立訓練（指定自立訓練（生活訓練）のうち、施行規則第25条第7号に規定する宿泊型自立訓練に係るもの）の利用者
- (2) 地域移行支援員 指定宿泊型自立訓練を行う場合、指定自立訓練（生活訓練）事業所ごとに、1以上
- (3) サービス管理責任者 指定自立訓練（生活訓練）事業所ごとに、ア又はイに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれア又はイに定める数

- ア 利用者の数が 60 以下 1 以上
- イ 利用者の数が 61 以上 1 に、利用者の数が 60 を超えて 40 又はその端数を増すごとに 1 を加えて得た数以上
- 2 健康上の管理などの必要がある利用者がいるために看護職員を置いている指定自立訓練（生活訓練）事業所については、前項第 1 号中「生活支援員」とあるのは「生活支援員及び看護職員」と、「指定自立訓練（生活訓練）事業所」とあるのは「生活支援員及び看護職員の総数は、指定自立訓練（生活訓練）事業所」と読み替えるものとする。この場合において、生活支援員及び看護職員の数は、当該指定自立訓練（生活訓練）事業所ごとに、それぞれ 1 以上とする。
- 3 指定自立訓練（生活訓練）事業者が、指定自立訓練（生活訓練）事業所における指定自立訓練（生活訓練）に併せて、利用者の居宅を訪問することにより指定自立訓練（生活訓練）（以下この項において「訪問による指定自立訓練（生活訓練）」という。）を提供する場合は、前 2 項に規定する員数の従業者に加えて、当該訪問による指定自立訓練（生活訓練）を提供する生活支援員を 1 人以上置くものとする。
- 4 第 1 項（第 2 項において読み替えられる場合を含む。）の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。
- 5 第 1 項及び第 2 項に規定する指定自立訓練（生活訓練）事業所の従業者は、専ら当該指定自立訓練（生活訓練）事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。
- 6 第 1 項第 1 号又は第 2 項の生活支援員のうち、1 人以上は、常勤でなければならぬ。
- 7 第 1 項第 3 号のサービス管理責任者のうち、1 人以上は、常勤でなければならない。ただし、指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練（生活訓練）事業所であって、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

（準用）

第 152 条 第 56 条及び第 85 条の規定は、指定自立訓練（生活訓練）の事業について準用する。

第 3 節 設備に関する基準

第 153 条 指定自立訓練（生活訓練）事業所は、訓練・作業室、相談室、洗面

所、便所、多目的室その他運営に必要な設備を設けなければならない。

2 前項に規定する設備の基準は、次のとおりとする。

(1) 訓練・作業室

ア 訓練又は作業に支障がない広さを有すること。

イ 訓練又は作業に必要な機械器具等を備えること。

(2) 相談室 室内における談話の漏えいを防ぐための間仕切り等を設けること。

(3) 洗面所 利用者の特性に応じたものであること。

(4) 便所 利用者の特性に応じたものであること。

3 指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練（生活訓練）事業所にあっては、第1項に規定する設備のほか、居室及び浴室を設けるものとし、その基準は、次のとおりとする。ただし、指定宿泊型自立訓練のみを行う指定自立訓練（生活訓練）事業所にあっては、同項に規定する訓練・作業室を設けないことができる。

(1) 居室

ア 一の居室の定員は、1人とすること。

イ 一の居室の面積は、収納設備等を除き、7.43平方メートル以上とすること。

(2) 浴室 利用者の特性に応じたものであること。

4 第1項に規定する相談室及び多目的室は、利用者の支援に支障がない場合は、兼用することができる。

5 第1項及び第3項に規定する設備は、専ら当該指定自立訓練（生活訓練）事業所の用に供するものでなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

第4節 運営に関する基準

（サービスの提供の記録）

第154条 指定自立訓練（生活訓練）事業者は、指定自立訓練（生活訓練）（指定宿泊型自立訓練を除く。）を提供した際は、当該指定自立訓練（生活訓練）の提供日、内容その他必要な事項を、指定自立訓練（生活訓練）の提供の都度記録しなければならない。

2 指定自立訓練（生活訓練）事業者は、指定宿泊型自立訓練を提供した際は、当該指定宿泊型自立訓練の提供日、内容その他必要な事項を記録しなければならな

い。

3 指定自立訓練（生活訓練）事業者は、前2項の規定による記録に際しては、支給決定障害者等から指定自立訓練（生活訓練）を提供したことについて確認を受けなければならない。

（利用者負担額等の受領）

第155条 指定自立訓練（生活訓練）事業者は、指定自立訓練（生活訓練）を提供した際は、支給決定障害者から当該指定自立訓練（生活訓練）に係る利用者負担額の支払を受けるものとする。

2 指定自立訓練（生活訓練）事業者は、法定代理受領を行わない指定自立訓練（生活訓練）を提供した際は、支給決定障害者から当該指定自立訓練（生活訓練）に係る指定障害福祉サービス等費用基準額の支払を受けるものとする。

3 指定自立訓練（生活訓練）事業者は、前2項の規定により支払を受ける額のほか、指定自立訓練（生活訓練）（指定宿泊型自立訓練を除く。）において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の支払を支給決定障害者から受けることができる。

(1) 食事の提供に要する費用

(2) 日用品費

(3) 前2号に掲げるもののほか、指定自立訓練（生活訓練）において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、支給決定障害者に負担させることが適当と認められるもの

4 指定自立訓練（生活訓練）事業者は、指定宿泊型自立訓練を行う場合には、第1項及び第2項の規定により支払を受ける額のほか、指定宿泊型自立訓練において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の支払を支給決定障害者から受けることができる。

(1) 食事の提供に要する費用

(2) 光熱水費

(3) 居室（国若しくは地方公共団体の負担若しくは補助又はこれらに準ずるものを受けて建築され、買収され、又は改造されたものを除く。）の提供を行ったことに伴い必要となる費用

(4) 日用品費

- (5) 前各号に掲げるもののほか、指定宿泊型自立訓練において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、支給決定障害者に負担させることが適當と認められるもの
- 5 第3項第1号及び前項第1号から第3号までに掲げる費用については、基準省令第170条第5項の規定により厚生労働大臣が定めるところによるものとする。
- 6 指定自立訓練（生活訓練）事業者は、第1項から第4項までの規定により費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った支給決定障害者に対し交付しなければならない。
- 7 指定自立訓練（生活訓練）事業者は、第3項及び第4項に掲げる費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、支給決定障害者に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、支給決定障害者の同意を得なければならぬ。

（利用者負担額に係る管理）

第156条 指定自立訓練（生活訓練）事業者は、支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び基準省令第170条の2第1項の規定により厚生労働大臣が定める者に限る。）が同一の月に当該指定自立訓練（生活訓練）事業者が提供する指定宿泊型自立訓練及び他の指定障害福祉サービス等を受けたときは、当該指定宿泊型自立訓練及び他の指定障害福祉サービス等に係る利用者負担額合計額を算定しなければならない。この場合において、当該指定自立訓練（生活訓練）事業者は、利用者負担額合計額を市町村に報告するとともに、当該支給決定障害者及び当該他の指定障害福祉サービス等を提供した指定障害福祉サービス事業者等に通知しなければならない。

- 2 指定自立訓練（生活訓練）事業者は、支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び基準省令第170条の2第2項の規定により厚生労働大臣が定める者を除く。）の依頼を受けて、当該支給決定障害者が同一の月に当該指定自立訓練（生活訓練）事業者が提供する指定自立訓練（生活訓練）（指定宿泊型自立訓練を除く。）及び他の指定障害福祉サービス等を受けたときは、当該指定自立訓練（生活訓練）及び他の指定障害福祉サービス等に係る利用者負担額合計額を算定しなければならない。この場合において、当該指定自立訓練（生活訓練）事業

者は、利用者負担額合計額を市町村に報告するとともに、当該支給決定障害者及び当該他の指定障害福祉サービス等を提供した指定障害福祉サービス事業者等に通知しなければならない。

(記録の整備)

第157条 指定自立訓練（生活訓練）事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しなければならない。

2 指定自立訓練（生活訓練）事業者は、利用者に対する指定自立訓練（生活訓練）の提供に関する次に掲げる記録を整備し、当該指定自立訓練（生活訓練）を提供した日から5年間保存しなければならない。

- (1) 次条において準用する第64条第1項の規定により作成する自立訓練（生活訓練）計画
- (2) 第154条第1項及び第2項の規定によるサービスの提供の記録
- (3) 次条において準用する第95条の規定による市町村への通知に係る記録
- (4) 次条において準用する第79条第2項の規定による身体的拘束等の記録
- (5) 次条において準用する第41条第2項の規定による苦情の内容等の記録
- (6) 次条において準用する第42条第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(準用)

第158条 第11条から第20条まで、第22条、第25条、第30条、第38条から第43条まで、第63条から第66条まで、第72条、第74条から第76条まで、第79条、第80条、第92条から第99条まで、第141条及び第142条の規定は、指定自立訓練（生活訓練）の事業について準用する。この場合において、第11条第1項中「第33条」とあるのは「第158条において準用する第96条」と、第22条第2項ただし書中「次条第1項から第3項まで」とあるのは「第155条第1項から第4項まで」と、第25条第2項中「第23条第2項」とあるのは「第155条第2項」と、第63条第1項中「次条第1項」とあるのは「第158条において準用する次条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（生活訓練）計画」と、第64条中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（生活訓練）計画」と、同条第8項中「6月」とあるのは「3月」と読み替えるものとする。

第5節 共生型障害福祉サービスに関する基準

(共生型自立訓練（生活訓練）の事業を行う指定通所介護事業者等の基準)

第159条 自立訓練（生活訓練）に係る共生型障害福祉サービス（以下「共生型自立訓練（生活訓練）」という。）の事業を行う指定通所介護事業者等が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

- (1) 指定通所介護事業所等の食堂及び機能訓練室の面積を、指定通所介護等の利用者の数と共生型自立訓練（生活訓練）の利用者の数の合計数で除して得た面積が3平方メートル以上であること。
- (2) 指定通所介護事業所等の従業者の員数が、当該指定通所介護事業所等が提供する指定通所介護等の利用者の数を指定通所介護等の利用者の数及び共生型自立訓練（生活訓練）の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定通所介護事業所等として必要とされる数以上であること。
- (3) 共生型自立訓練（生活訓練）の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定自立訓練（生活訓練）事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

(共生型自立訓練（生活訓練）の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者等の基準)

第160条 共生型自立訓練（生活訓練）の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者等が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

- (1) 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録定員を29人（サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあっては、18人）以下とすること。
- (2) 指定小規模多機能型居宅介護事業所等が行う指定小規模多機能型居宅介護等のうち通いサービスの利用定員を登録定員の2分の1から15人（登録定員が25人を超える指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあっては、次の表の左欄に掲げる登録定員の区分に応じそれぞれ同表の右欄に定める利用定員の数、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあっては、12人）までの範囲内とすること。

登録定員	利用定員
26人又は27人	16人
28人	17人

29人	18人
-----	-----

- (3) 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の居間及び食堂は、機能を十分に發揮する適當な広さを有すること。
- (4) 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者の員数が、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等が提供する通いサービスの利用者の数を通いサービスの利用者の数並びに共生型通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数であるとした場合における指定地域密着型サービス基準条例第83条若しくは第192条又は指定地域密着型介護予防サービス基準条例第45条に規定する基準を満たしていること。
- (5) 共生型自立訓練（生活訓練）の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定自立訓練（生活訓練）事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

（準用）

第161条 第11条から第20条まで、第22条、第25条、第30条、第38条から第43条まで、第56条、第63条から第66条まで、第72条、第74条から第76条まで、第79条、第80条、第85条、第92条から第99条まで、第141条、第142条、第150条及び前節（第158条を除く。）の規定は、共生型自立訓練（生活訓練）の事業について準用する。

第6節 基準該当障害福祉サービスに関する基準

（基準該当自立訓練（生活訓練）の基準）

第162条 基準該当自立訓練（生活訓練）事業者（自立訓練（生活訓練）に係る基準該当障害福祉サービス（第259条に規定する特定基準該当自立訓練（生活訓練）を除く。以下この節において「基準該当自立訓練（生活訓練）」という。）の事業を行う者をいう。）が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

- (1) 指定通所介護事業者等であって、地域において自立訓練（生活訓練）が提供されていないこと等により自立訓練（生活訓練）を受けることが困難な障害者に対して指定通所介護等を提供するものであること。
- (2) 指定通所介護事業所等の食堂及び機能訓練室の面積を、指定通所介護等の利用者の数と基準該当自立訓練（生活訓練）を受ける利用者の数の合計数で除し

て得た面積が 3 平方メートル以上であること。

- (3) 指定通所介護事業所等の従業者の員数が、当該指定通所介護事業所等が提供する指定通所介護等の利用者の数を指定通所介護等の利用者及び基準該当自立訓練（生活訓練）を受ける利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定通所介護事業所等として必要とされる数以上であること。
- (4) 基準該当自立訓練（生活訓練）を受ける利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定自立訓練（生活訓練）事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

（指定小規模多機能型居宅介護事業所等に関する特例）

第 163 条 次に掲げる要件を満たした指定小規模多機能型居宅介護事業者等が地域において自立訓練（生活訓練）が提供されていないこと等により自立訓練（生活訓練）を受けることが困難な障害者に対して指定小規模多機能型居宅介護等のうち通いサービスを提供する場合には、当該通りサービスを基準該当自立訓練（生活訓練）と、当該通りサービスを行う指定小規模多機能型居宅介護事業所等を基準該当自立訓練（生活訓練）事業所とみなす。この場合において、前条の規定は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等については適用しない。

- (1) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録者の数とこの条の規定により基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通りサービス、第 106 条の規定により基準該当生活介護とみなされる通りサービス若しくは第 148 条の規定により基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通りサービス又は指定通所支援基準条例第 62 条の 2 の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通りサービス若しくは指定通所支援基準条例第 82 条において準用する指定通所支援基準条例第 62 条の 2 の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通りサービスを利用するために当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等に登録を受けた障害者及び障害児の数の合計数の上限をいう。次号において同じ。）を 29 人（サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあっては、18 人）以下とすること。
- (2) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通りサービスの利用定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通りサービスの利用者の数とこの条の

規定により基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービス、第106条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス若しくは第148条の規定により基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通いサービス又は指定通所支援基準条例第62条の2の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは指定通所支援基準条例第82条において準用する指定通所支援基準条例第62条の2の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数の1日当たりの上限をいう。以下この号において同じ。）を登録定員の2分の1から15人（登録定員が25人を超える指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあっては、次の表の左欄に掲げる登録定員の区分に応じそれぞれ同表の右欄に定める利用定員の数、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあっては、12人）までの範囲内とすること。

登録定員	利用定員
26人又は27人	16人
28人	17人
29人	18人

- (3) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の居間及び食堂は、機能を十分に發揮しうる適當な広さを有すること。
- (4) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者の員数が、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等が提供する通いサービスの利用者の数を通りサービスの利用者の数並びにこの条の規定により基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービス、第106条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス若しくは第148条の規定により基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通いサービス又は指定通所支援基準条例第62条の2の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは指定通所支援基準条例第82条において準用する指定通所支援基準条例第62条の2の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数であるとした場合における指定地域密着型サービス基準条例第83条又は第192条に規定する基準を満たしていること。
- (5) この条の規定により基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービ

スを受ける障害者に対して適切なサービスを提供するため、指定自立訓練（生活訓練）事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。
(準用)

第164条 第140条第2項から第6項までの規定は、基準該当自立訓練（生活訓練）の事業について準用する。

第9章 就労移行支援

第1節 基本方針

第165条 就労移行支援に係る指定障害福祉サービス（以下「指定就労移行支援」という。）の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、施行規則第6条の9に規定する者に対して、施行規則第6条の8に規定する期間にわたり、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の便宜を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

第2節 人員に関する基準

(従業者の員数等)

第166条 指定就労移行支援の事業を行う者（以下「指定就労移行支援事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定就労移行支援事業所」という。）に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

(1) 職業指導員及び生活支援員

ア 職業指導員及び生活支援員の総数 指定就労移行支援事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を6で除した数以上

イ 職業指導員 指定就労移行支援事業所ごとに、1以上

ウ 生活支援員 指定就労移行支援事業所ごとに、1以上

(2) 就労支援員 指定就労移行支援事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を15で除した数以上

(3) サービス管理責任者 指定就労移行支援事業所ごとに、ア又はイに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれア又はイに定める数

ア 利用者の数が60以下 1以上

イ 利用者の数が61以上 1に、利用者の数が60を超えて40又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上

- 2 前項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。
- 3 第1項に規定する指定就労移行支援事業所の従業者は、専ら当該指定就労移行支援事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。
- 4 第1項第1号の職業指導員又は生活支援員のうち、いずれか1人以上は、常勤でなければならない。
- 5 第1項第2号の就労支援員のうち、1人以上は、常勤でなければならない。
- 6 第1項第3号のサービス管理責任者のうち、1人以上は、常勤でなければならない。

(認定指定就労移行支援事業所の従業者の員数等)

第167条 前条の規定にかかわらず、あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師に係る学校養成施設認定規則（昭和26年文部省・厚生省令第2号）によるあん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師の学校又は養成施設として認定されている指定就労移行支援事業所（以下この章において「認定指定就労移行支援事業所」という。）に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

- (1) 職業指導員及び生活支援員
 - ア 職業指導員及び生活支援員の総数 指定就労移行支援事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を10で除した数以上
 - イ 職業指導員の数 指定就労移行支援事業所ごとに、1以上
 - ウ 生活支援員の数 指定就労移行支援事業所ごとに、1以上
 - (2) サービス管理責任者 指定就労移行支援事業所ごとに、ア又はイに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれア又はイに定める数
 - ア 利用者の数が60以下 1以上
 - イ 利用者の数が61以上 1に、利用者の数が60を超えて40又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上
- 2 前項の従業者及びその員数については、前条第2項から第4項まで及び第6項の規定を準用する。
- (準用)

第168条 第56条及び第85条の規定は、指定就労移行支援の事業について準

用する。ただし、第85条の規定は、認定指定就労移行支援事業所については、準用しない。

第3節 設備に関する基準

(認定指定就労移行支援事業所の設備)

第169条 次条において準用する第87条の規定にかかわらず、認定指定就労移行支援事業所の設備の基準は、あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師に係る学校養成施設認定規則の規定によりあん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師に係る学校又は養成施設として必要とされる設備を有することとする。
(準用)

第170条 第87条の規定は、指定就労移行支援の事業について準用する。

第4節 運営に関する基準

(通勤のための訓練の実施)

第171条 指定就労移行支援事業者は、利用者が自ら通常の事業所に通勤することができるよう、通勤のための訓練を実施しなければならない。

(実習の実施)

第172条 指定就労移行支援事業者は、利用者が第176条において準用する第64条の就労移行支援計画に基づいて実習できるよう、実習の受入先を確保しなければならない。

2 指定就労移行支援事業者は、前項の実習の受入先の確保に当たっては、公共職業安定所、障害者就業・生活支援センター及び特別支援学校等の関係機関と連携して、利用者の意向及び適性を踏まえて行うよう努めなければならない。

(求職活動の支援等の実施)

第173条 指定就労移行支援事業者は、公共職業安定所での求職の登録その他の利用者が行う求職活動を支援しなければならない。

2 指定就労移行支援事業者は、公共職業安定所、障害者就業・生活支援センター及び特別支援学校等の関係機関と連携して、利用者の意向及び適性に応じた求人の開拓に努めなければならない。

(職場への定着のための支援の実施)

第174条 指定就労移行支援事業者は、利用者の職場への定着を促進するため、障害者就業・生活支援センター等の関係機関と連携して、利用者が就職した日か

ら6月以上、職業生活における相談等の支援を継続しなければならない。

(就職状況の報告)

第175条 指定就労移行支援事業者は、毎年、前年度における就職した利用者の数その他の就職に関する状況を、市に報告しなければならない。

(準用)

第176条 第11条から第19条まで、第21条、第22条、第25条、第30条、第38条から第43条まで、第63条から第66条まで、第72条、第74条から第76条まで、第79条から第81条まで、第90条、第91条、第93条から第99条まで、第140条、第141条及び第156条の規定は、指定就労移行支援の事業について準用する。この場合において、第11条第1項中「第33条」とあるのは「第176条において準用する第96条」と、第22条第2項ただし書中「次条第1項」とあるのは「第176条において準用する第140条第1項」と、第25条第2項中「第23条第2項」とあるのは「第176条において準用する第140条第2項」と、第63条第1項中「次条第1項」とあるのは「第176条において準用する次条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「就労移行支援計画」と、第64条中「療養介護計画」とあるのは「就労移行支援計画」と、同条第8項中「6月」とあるのは「3月」と、第81条第2項第1号中「療養介護計画」とあるのは「就労移行支援計画」と、同項第2号中「第59条第1項」とあるのは「第176条において準用する第21条第1項」と、同項第3号中「第71条」とあるのは「第176条において準用する第95条」と、同項第5号及び第6号中「次条」とあるのは「第176条」と、第156条第1項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び基準省令第170条の2第1項の規定により厚生労働大臣が定める者に限る。）」とあるのは「支給決定障害者（基準省令第170条の2第1項の規定により厚生労働大臣が定める者に限る。）」と、同条第2項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び基準省令第170条の2第2項の規定により厚生労働大臣が定める者を除く。）」とあるのは「支給決定障害者（基準省令第170条の2第2項の規定により厚生労働大臣が定める者を除く。）」と読み替えるものとする。

第10章 就労継続支援A型

第1節 基本方針

第177条 施行規則第6条の10第1号に規定する就労継続支援A型に係る指定障害福祉サービス（以下「指定就労継続支援A型」という。）の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、専ら同号に規定する者を雇用して就労の機会を提供するとともに、その知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の便宜を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

第2節 人員に関する基準 (従業者の員数等)

第178条 指定就労継続支援A型の事業を行う者（以下「指定就労継続支援A型事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定就労継続支援A型事業所」という。）に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

(1) 職業指導員及び生活支援員

- ア 職業指導員及び生活支援員の総数 指定就労継続支援A型事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を10で除した数以上
- イ 職業指導員 指定就労継続支援A型事業所ごとに、1以上
- ウ 生活支援員 指定就労継続支援A型事業所ごとに、1以上

(2) サービス管理責任者 指定就労継続支援A型事業所ごとに、ア又はイに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれア又はイに定める数

- ア 利用者の数が60以下 1以上
- イ 利用者の数が61以上 1に、利用者の数が60を超えて40又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上

2 前項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。

3 第1項に規定する指定就労継続支援A型事業所の従業者は、専ら当該指定就労継続支援A型事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

4 第1項第1号の職業指導員又は生活支援員のうち、いずれか1人以上は、常勤でなければならない。

5 第1項第2号のサービス管理責任者のうち、1人以上は、常勤でなければならない。

(準用)

第179条 第56条及び第85条の規定は、指定就労継続支援A型の事業について準用する。

第3節 設備に関する基準

第180条 指定就労継続支援A型事業所は、訓練・作業室、相談室、洗面所、便所、多目的室その他運営上必要な設備を設けなければならない。

2 前項に規定する設備の基準は、次のとおりとする。

(1) 訓練・作業室

ア 訓練又は作業に支障がない広さを有すること。

イ 訓練又は作業に必要な機械器具等を備えること。

(2) 相談室 室内における談話の漏えいを防ぐための間仕切り等を設けること。

(3) 洗面所 利用者の特性に応じたものであること。

(4) 便所 利用者の特性に応じたものであること。

3 第1項に規定する訓練・作業室は、指定就労継続支援A型の提供に当たって支障がない場合は、設けないことができる。

4 第1項に規定する相談室、多目的室その他必要な設備については、利用者への支援に支障がない場合は、兼用することができる。

5 第1項に規定する設備は、専ら当該指定就労継続支援A型事業所の用に供するものでなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

第4節 運営に関する基準

(実施主体)

第181条 指定就労継続支援A型事業者が社会福祉法人以外の者である場合は、当該指定就労継続支援A型事業者は専ら社会福祉事業を行う者でなければならない。

2 指定就労継続支援A型事業者は、障害者の雇用の促進等に関する法律第44条に規定する子会社以外の者でなければならない。

(雇用契約の締結等)

第182条 指定就労継続支援A型事業者は、指定就労継続支援A型の提供に当たっては、利用者と雇用契約を締結しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、指定就労継続支援A型事業者（多機能型により第

191条に規定する指定就労継続支援B型の事業を一体的に行う者を除く。)は、施行規則第6条の10第2号に規定する者に対して雇用契約を締結せずに指定就労継続支援A型を提供することができる。

(就労)

第183条 指定就労継続支援A型事業者は、就労の機会の提供に当たっては、地域の実情、製品及びサービスの需給状況等を考慮して行うよう努めなければならない。

2 指定就労継続支援A型事業者は、就労の機会の提供に当たっては、作業の能率の向上が図られるよう、利用者の障害の特性等を踏まえた工夫を行わなければならない。

3 指定就労継続支援A型事業者は、就労の機会の提供に当たっては、利用者の就労に必要な知識及び能力の向上に努めるとともに、その希望を踏まえたものとしなければならない。

(賃金及び工賃)

第184条 指定就労継続支援A型事業者は、第182条第1項の規定による利用者(次項において「利用者」という。)が自立した日常生活又は社会生活を営むことを支援するため、賃金の水準を高めるよう努めなければならない。

2 指定就労継続支援A型事業者は、生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額が、利用者に支払う賃金の総額以上となるようにしなければならない。

3 指定就労継続支援A型事業者は、第182条第2項の規定による利用者(次項及び第5項において「雇用契約を締結していない利用者」という。)に対しては、生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額を工賃として支払わなければならない。

4 指定就労継続支援A型事業者は、雇用契約を締結していない利用者の自立した日常生活又は社会生活を営むことを支援するため、前項の規定により支払われる工賃の水準を高めるよう努めなければならない。

5 第3項の規定により雇用契約を締結していない利用者それぞれに対し支払われる1月当たりの工賃の平均額は、3,000円を下回ってはならない。

6 賃金及び第3項に規定する工賃の支払に要する経費は、自立支援給付をもって

充ててはならない。ただし、災害その他やむを得ない理由がある場合は、この限りでない。

(実習の実施)

第185条 指定就労継続支援A型事業者は、利用者が第190条において準用する第64条の就労継続支援A型計画に基づいて実習できるよう、実習の受入先の確保に努めなければならない。

2 指定就労継続支援A型事業者は、前項の実習の受け入れ先の確保に当たっては、公共職業安定所、障害者就業・生活支援センター、特別支援学校等の関係機関と連携して、利用者の就労に対する意向及び適性を踏まえて行うよう努めなければならない。

(求職活動の支援等の実施)

第186条 指定就労継続支援A型事業者は、公共職業安定所での求職の登録その他の利用者が行う求職活動の支援に努めなければならない。

2 指定就労継続支援A型事業者は、公共職業安定所、障害者就業・生活支援センター、特別支援学校等の関係機関と連携して、利用者の就労に関する意向及び適性に応じた求人の開拓に努めなければならない。

(職場への定着のための支援等の実施)

第187条 指定就労継続支援A型事業者は、利用者の職場への定着を促進するため、障害者就業・生活支援センター等の関係機関と連携して、利用者が就職した日から6月以上、職業生活における相談等の支援の継続に努めなければならない。

(利用者及び従業者以外の者の雇用)

第188条 指定就労継続支援A型事業者は、利用者及び従業者以外の者を指定就労継続支援A型の事業に従事する作業員として雇用する場合は、次の各号に掲げる利用定員の区分に応じ、当該各号に定める数を超えて雇用してはならない。

- (1) 利用定員が10人以上20人以下 利用定員に100分の50を乗じて得た数
- (2) 利用定員が21人以上30人以下 10又は利用定員に100分の40を乗じて得た数のいずれか多い数
- (3) 利用定員が31人以上 12又は利用定員に100分の30を乗じて得た数

のいずれか多い数

(運営規程)

第189条 指定就労継続支援A型事業者は、指定就労継続支援A型事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めなければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 営業日及び営業時間
- (4) 利用定員
- (5) 指定就労継続支援A型の内容（生産活動に係るものを除く。）並びに支給決定障害者から受領する費用の種類及びその額
- (6) 指定就労継続支援A型の内容（生産活動に係るものに限る。）、賃金及び第184条第3項に規定する工賃並びに利用者の労働時間及び作業時間
- (7) 通常の事業の実施地域
- (8) サービスの利用に当たっての留意事項
- (9) 緊急時等における対応方法
- (10) 非常災害対策
- (11) 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類
- (12) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (13) その他運営に関する重要事項

(準用)

第190条 第11条から第19条まで、第21条、第22条、第24条、第25条、第30条、第38条から第43条まで、第63条から第66条まで、第72条、第74条から第76条まで、第79条から第81条まで、第93条から第95条まで、第97条から第99条まで、第140条及び第141条の規定は、指定就労継続支援A型の事業について準用する。この場合において、第11条第1項中「第33条」とあるのは「第189条」と、第22条第2項ただし書中「次条第1項」とあるのは「第190条において準用する第140条第1項」と、第25条第2項中「第23条第2項」とあるのは「第190条において準用する第140条第2項」と、第63条第1項中「次条第1項」とあるのは「第

190条において準用する次条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援A型計画」と、第64条中「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援A型計画」と、第81条第2項第1号中「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援A型計画」と、同項第2号中「第59条第1項」とあるのは「第190条において準用する第21条第1項」と、同項第3号中「第71条」とあるのは「第190条において準用する第95条」と、同項第5号及び第6号中「次条」とあるのは「第190条」と、第99条中「第96条」とあるのは「第189条」と読み替えるものとする。

第11章 就労継続支援B型

第1節 基本方針

第191条 施行規則第6条の10第2号に規定する就労継続支援B型（以下「就労継続支援B型」という。）に係る指定障害福祉サービス（以下「指定就労継続支援B型」という。）の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、同号に規定する者に対して就労の機会を提供するとともに、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、その知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の便宜を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

第2節 人員に関する基準

（準用）

第192条 第56条、第85条及び第178条の規定は、指定就労継続支援B型の事業について準用する。

第3節 設備に関する基準

（準用）

第193条 第180条の規定は、指定就労継続支援B型の事業について準用する。

第4節 運営に関する基準

（工賃の支払等）

第194条 指定就労継続支援B型の事業を行う者（以下「指定就労継続支援B型事業者」という。）は、利用者に、生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額を工賃として支払わなければならない。

- 2 前項の規定により利用者それぞれに対し支払われる1月当たりの工賃の平均額（第4項において「工賃の平均額」という。）は、3,000円を下回ってはならない。
- 3 指定就労継続支援B型事業者は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことを支援するため、工賃の水準を高めるよう努めなければならない。
- 4 指定就労継続支援B型事業者は、年度ごとに、工賃の目標水準を設定し、当該工賃の目標水準及び前年度に利用者に対し支払われた工賃の平均額を利用者に通知するとともに、市に報告しなければならない。
(準用)

第195条 第11条から第19条まで、第21条、第22条、第24条、第25条、第30条、第38条から第43条まで、第63条から第66条まで、第72条、第74条から第76条まで、第79条から第81条まで、第90条、第93条から第99条まで、第140条、第141条及び第185条から第187条までの規定は、指定就労継続支援B型の事業について準用する。この場合において、第11条第1項中「第33条」とあるのは「第195条において準用する第96条」と、第22条第2項ただし書中「次条第1項」とあるのは「第195条において準用する第140条第1項」と、第25条第2項中「第23条第2項」とあるのは「第195条において準用する第140条第2項」と、第63条第1項中「次条第1項」とあるのは「第195条において準用する次条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と、第64条中「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と、第81条第2項第1号中「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と、同項第2号中「第59条第1項」とあるのは「第195条において準用する第21条第1項」と、同項第3号中「第71条」とあるのは「第195条において準用する第95条」と、同項第5号及び第6号中「次条」とあるのは「第195条」と、第185条第1項中「第190条」とあるのは「第195条」と、「就労継続支援A型計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と読み替えるものとする。

第5節 基準該当障害福祉サービスに関する基準 (実施主体等)

第196条 就労継続支援B型に係る基準該当障害福祉サービス（第259条に規

定する特定基準該当就労継続支援B型を除く。以下「基準該当就労継続支援B型」という。)の事業を行う者(以下「基準該当就労継続支援B型事業者」という。)は、社会福祉法第2条第2項第7号に掲げる授産施設又は生活保護法(昭和25年法律第144号)第38条第1項第4号に掲げる授産施設を経営する者でなければならない。

- 2 基準該当就労継続支援B型事業者は、基準該当就労継続支援B型の事業を行う事業所(以下「基準該当就労継続支援B型事業所」という。)ごとに、甲府市保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成30年12月条例第47号。次項において「保護施設基準条例」という。)第31条に掲げる職員のうちから1人以上の者をサービス管理責任者としなければならない。
- 3 基準該当就労継続支援B型事業所は、保護施設基準条例に規定する授産施設として必要とされる設備を有しなければならない。

(運営規程)

第197条 基準該当就労継続支援B型事業者は、基準該当就労継続支援B型事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めなければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 営業日及び営業時間
- (4) 基準該当就労継続支援B型の内容並びに支給決定障害者から受領する費用の種類及びその額
- (5) サービスの利用に当たっての留意事項
- (6) 緊急時等における対応方法
- (7) 非常災害対策
- (8) 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類
- (9) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (10) その他運営に関する重要事項

(工賃の支払)

第198条 基準該当就労継続支援B型事業者は、利用者に、生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額を工賃

として支払わなければならない。

- 2 基準該当就労継続支援B型事業者は、利用者の自立した日常生活又は社会生活を営むことを支援するため、工賃の水準を高めるよう努めなければならない。
(準用)

第199条 第11条から第14条まで、第16条から第19条まで、第21条、第22条、第25条（第1項を除く。）、第30条、第38条から第43条まで、第56条、第63条から第66条まで、第74条、第76条、第79条から第81条まで、第90条、第94条、第95条、第97条から第99条まで、第140条（第1項を除く。）、第141条、第185条から第187条まで及び第191条の規定は、基準該当就労継続支援B型の事業について準用する。この場合において、第11条第1項中「第33条」とあるのは「第197条」と、第22条第2項ただし書中「次条第1項から第3項まで」とあるのは「第199条において準用する第140条第2項及び第3項」と、第25条第2項中「第23条第2項」とあるのは「第199条において準用する第140条第2項」と、第63条第1項中「次条第1項」とあるのは「第199条において準用する次条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「基準該当就労継続支援B型計画」と、第64条中「療養介護計画」とあるのは「基準該当就労継続支援B型計画」と、第81条第2項第1号中「療養介護計画」とあるのは「基準該当就労継続支援B型計画」と、同項第2号中「第59条第1項」とあるのは「第199条において準用する第21条第1項」と、同項第3号中「第71条」とあるのは「第199条において準用する第95条」と、同項第5号及び第6号中「次条」とあるのは「第199条」と、第99条中「第96条」とあるのは「第197条」と、第185条第1項中「第190条」とあるのは「第199条」と、「就労継続支援A型計画」とあるのは「基準該当就労継続支援B型計画」と読み替えるものとする。

第12章 就労定着支援

第1節 基本方針

第200条 就労定着支援に係る指定障害福祉サービス（以下「指定就労定着支援」という。）の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、就労に向けた支援として施行規則第6条の10の2に規定するもの

を受けて通常の事業所に新たに雇用された障害者に対して、施行規則第6条の10の3に規定する期間にわたり、当該通常の事業所での就労の継続を図るために必要な当該通常の事業所の事業主、障害福祉サービス事業者等、医療機関その他の者との連絡調整その他の支援を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

第2節 人員に関する基準

(従業者の員数等)

第201条 指定就労定着支援の事業を行う者（以下「指定就労定着支援事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定就労定着支援事業所」という。）に置くべき就労定着支援員の数は、指定就労定着支援事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を40で除した数以上とする。

- 2 指定就労定着支援事業者は、指定就労定着支援事業所ごとに、次の各号に掲げる当該指定就労定着支援の事業の利用者の数（当該指定就労定着支援事業者が、生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援A型又は就労継続支援B型（以下「生活介護等」という。）に係る指定障害福祉サービス事業者の指定を併せて受け、かつ、指定就労定着支援の事業と生活介護等に係る指定障害福祉サービスの事業とを同一の事業所において一体的に運営している場合にあっては、当該事業所において一体的に運営している指定就労定着支援の事業及び生活介護等に係る指定障害福祉サービスの事業の利用者の合計数。以下この条において同じ。）の区分に応じ、当該各号に定める員数のサービス管理責任者を置くものとする。
 - (1) 利用者の数が60以下 1以上
 - (2) 利用者の数が61以上 1に、利用者の数が60を超えて40又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上
- 3 前2項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。
- 4 第1項に規定する就労定着支援員及び第2項に規定するサービス管理責任者は、専ら当該指定就労定着支援事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。
- 5 第2項に規定するサービス管理責任者のうち、1人以上は、常勤でなければな

らない。

(準用)

第202条 第56条の規定は、指定就労定着支援の事業について準用する。

第3節 設備に関する基準

第203条 指定就労定着支援事業者は、事業を行うために必要な広さの区画を有するとともに、指定就労定着支援の提供に必要な設備、備品等を備えなければならない。

第4節 運営に関する基準

(サービス管理責任者の責務)

第204条 サービス管理責任者は、第210条において準用する第64条に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 利用申込者の利用に際し、その者に係る指定障害福祉サービス事業者等に対する照会等により、その者の心身の状況、当該指定就労定着支援事業所以外における指定障害福祉サービス等の利用状況等を把握すること。
- (2) 利用者の心身の状況、その置かれている環境等に照らし、利用者が地域において自立した日常生活又は社会生活を継続して営むことができるよう必要な支援を行うこと。
- (3) 他の従業者に対する技術指導及び助言を行うこと。

(実施主体)

第205条 指定就労定着支援事業者は、過去3年間において平均1人以上、通常の事業所に新たに障害者を雇用させている生活介護等に係る指定障害福祉サービス事業者でなければならない。

(職場への定着のための支援の実施)

第206条 指定就労定着支援事業者は、利用者の職場への定着及び就労の継続を図るため、新たに障害者を雇用した通常の事業所の事業主、指定障害福祉サービス事業者等、医療機関等との連絡調整及び連携を行うとともに、利用者及びその家族等に対して、当該雇用に伴い生じる日常生活又は社会生活を営む上での各般の問題に関する相談、指導、助言その他の必要な支援を提供しなければならない。

2 指定就労定着支援事業者は、利用者に対して前項の支援を提供するに当たって

は、1月に1回以上、当該利用者との対面により行うとともに、1月に1回以上、当該利用者を雇用した通常の事業所の事業主を訪問することにより当該利用者の職場での状況を把握するよう努めなければならない。

(サービス利用中に離職する者への支援)

第207条 指定就労定着支援事業者は、指定就労定着支援の提供期間中に雇用された通常の事業所を離職する利用者であって、当該離職後も他の通常の事業所への就職等を希望するものに対し、指定特定相談支援事業者その他の関係者と連携し、他の指定障害福祉サービス事業者その他の関係者との連絡調整その他の便宜の提供を行わなければならない。

(運営規程)

第208条 指定就労定着支援事業者は、指定就労定着支援事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めなければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 営業日及び営業時間
- (4) 指定就労定着支援の提供方法及び内容並びに支給決定障害者から受領する費用の種類及びその額
- (5) 通常の事業の実施地域
- (6) 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類
- (7) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (8) その他運営に関する重要な事項

(記録の整備)

第209条 指定就労定着支援事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しなければならない。

2 指定就労定着支援事業者は、利用者に対する指定就労定着支援の提供に関する次に掲げる記録を整備し、当該指定就労定着支援を提供した日から5年間保存しなければならない。

- (1) 次条において準用する第21条第1項の規定による提供した指定就労定着支援に係る必要な事項の記録
- (2) 次条において準用する第64条第1項に規定する就労定着支援計画

- (3) 次条において準用する第31条の規定による市町村への通知に係る記録
- (4) 次条において準用する第41条第2項の規定による苦情の内容等の記録
- (5) 次条において準用する第42条第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録
(準用)

第210条 第11条から第25条まで、第31条、第35条から第43条まで、第63条、第64条、第66条及び第72条の規定は、指定就労定着支援の事業について準用する。この場合において、第11条第1項中「第33条」とあるのは「第208条」と、第63条第1項中「次条第1項」とあるのは「第210条において準用する次条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「就労定着支援計画」と、第64条中「療養介護計画」とあるのは「就労定着支援計画」と読み替えるものとする。

第13章 自立生活援助

第1節 基本方針

第211条 自立生活援助に係る指定障害福祉サービス（以下「指定自立生活援助」という。）の事業は、利用者が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、定期的な巡回又は随時の通報を受けて行う訪問、当該利用者からの相談対応等により、当該利用者の状況を把握し、必要な情報の提供、助言その他の必要な支援が、保健、医療、福祉、就労支援、教育等の関係機関との密接な連携の下で、当該利用者の意向、適性、障害の特性その他の状況及びその置かれている環境に応じて、適切かつ効果的に行われるものでなければならない。

第2節 人員に関する基準

（従業者の員数等）

第212条 指定自立生活援助の事業を行う者（以下「指定自立生活援助事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定自立生活援助事業所」という。）に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

- (1) 地域生活支援員 指定自立生活援助事業所ごとに、1以上（利用者の数が25又はその端数を増すごとに1を標準とする。）
- (2) サービス管理責任者 指定自立生活援助事業所ごとに、ア又はイに掲げる利

用者の数の区分に応じ、それぞれア又はイに定める数

ア 利用者の数が 30 以下 1 以上

イ 利用者の数が 31 以上 1 に、利用者の数が 30 を超えて 30 又はその端数を増すごとに 1 を加えて得た数以上

2 前項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。

3 第 1 項に規定する指定自立生活援助の従業者は、専ら当該指定自立生活援助事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

(準用)

第 213 条 第 56 条の規定は、指定自立生活援助の事業について準用する。

第 3 節 設備に関する基準

(準用)

第 214 条 第 203 条の規定は、指定自立生活援助の事業について準用する。

第 4 節 運営に関する基準

(実施主体)

第 215 条 指定自立生活援助事業者は、指定障害福祉サービス事業者（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、宿泊型自立訓練又は共同生活援助の事業を行う者に限る。）、指定障害者支援施設又は指定相談支援事業者（法第 51 条の 22 第 1 項に規定する指定相談支援事業者をいう。）でなければならない。

(定期的な訪問による支援)

第 216 条 指定自立生活援助事業者は、おおむね週に 1 回以上、利用者の居宅を訪問することにより、当該利用者の心身の状況、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の把握を行い、必要な情報の提供及び助言並びに相談、指定障害福祉サービス事業者等、医療機関等との連絡調整その他の障害者が地域における自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な援助を行わなければならない。

(通報を受けた場合の措置等)

第 217 条 指定自立生活援助事業者は、利用者からの通報があった場合には、速やかに当該利用者の居宅への訪問等による状況把握を行わなければならない。

- 2 指定自立生活援助事業者は、前項の状況把握を踏まえ、当該利用者の家族、当該利用者が利用する指定障害福祉サービス事業者等、医療機関その他の関係機関等との連絡調整その他の必要な措置を適切に講じなければならない。
- 3 指定自立生活援助事業者は、利用者の心身の状況及び障害の特性に応じ、適切な方法により、当該利用者との常時の連絡体制を確保しなければならない。
(準用)

第218条 第11条から第25条まで、第31条、第35条から第43条まで、第63条、第64条、第66条、第72条、第204条、第208条及び第209条の規定は、指定自立生活援助の事業について準用する。この場合において、第11条第1項中「第33条」とあるのは「第218条において準用する第208条」と、第63条第1項中「次条第1項」とあるのは「第218条において準用する次条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「自立生活援助計画」と、第64条中「療養介護計画」とあるのは「自立生活援助計画」と、同条第8項中「6月」とあるのは「3月」と、第204条中「第210条」とあるのは「第218条」と、第209条第2項第1号中「次条」とあるのは「第218条」と、同項第2号中「次条」とあるのは「第218条」と、「就労定着支援計画」とあるのは「自立生活援助計画」と、同項第3号から第5号までの規定中「次条」とあるのは「第218条」と読み替えるものとする。

第14章 共同生活援助

第1節 基本方針

第219条 共同生活援助に係る指定障害福祉サービス（以下「指定共同生活援助」という。）の事業は、利用者が地域において共同して自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて共同生活住居において相談、入浴、排せつ又は食事の介護その他の日常生活上の援助を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

第2節 人員に関する基準

(従業者の員数等)

第220条 指定共同生活援助の事業を行う者（以下「指定共同生活援助事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定共同生活援助事業所」とい

う。)に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

(1) 世話人 指定共同生活援助事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を6で除した数以上

(2) 生活支援員 指定共同生活援助事業所ごとに、常勤換算方法で、次のアからエまでに掲げる数の合計数以上

ア 障害支援区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する省令(平成26年厚生労働省令第5号。以下この章並びに附則第15項及び第16項において「区分省令」という。)第1条第4号に規定する区分3に該当する利用者の数を9で除した数

イ 区分省令第1条第5号に規定する区分4に該当する利用者の数を6で除した数

ウ 区分省令第1条第6号に規定する区分5に該当する利用者の数を4で除した数

エ 区分省令第1条第7号に規定する区分6に該当する利用者の数を2.5で除した数

(3) サービス管理責任者 指定共同生活援助事業所ごとに、ア又はイに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれア又はイに定める数

ア 利用者の数が30以下 1以上

イ 利用者の数が31以上 1に、利用者の数が30を超えて30又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上

2 前項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。

3 第1項に規定する指定共同生活援助の従業者は、専ら指定共同生活援助事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

(管理者)

第221条 指定共同生活援助事業者は、指定共同生活援助事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定共同生活援助事業所の管理上支障がない場合は、当該指定共同生活援助事業所の他の職務に従事させ、又は他の事業所、施設等の職務に従事させることができるものとす

る。

- 2 指定共同生活援助事業所の管理者は、適切な指定共同生活援助を提供するために必要な知識及び経験を有する者でなければならない。

第3節 設備に関する基準

第222条 指定共同生活援助に係る共同生活住居は、住宅地又は住宅地と同程度に利用者の家族や地域住民との交流の機会が確保される地域にあり、かつ、入所により日中及び夜間を通してサービスを提供する施設（以下「入所施設」という。）又は病院の敷地外にあるようにしなければならない。

- 2 指定共同生活援助事業所は、1以上の共同生活住居（サテライト型住居（当該サテライト型住居を設置しようとする者により設置される当該サテライト型住居以外の共同生活住居であって、当該サテライト型住居に入居する者に対する支援を行うもの（以下この項において「本体住居」という。）と密接な連携を確保しつつ、本体住居とは別の場所で運営される共同生活住居をいう。以下この項及び第9項において同じ。）を除く。以下この項及び第4項から第6項までにおいて同じ。）を有するものとし、当該共同生活住居及びサテライト型住居の入居定員の合計は、4人以上とする。
- 3 共同生活住居の配置、構造及び設備は、利用者の特性に応じて工夫されたものでなければならない。
- 4 共同生活住居は、その入居定員を2人以上10人以下とする。ただし、既存の建物を共同生活住居とする場合にあっては、当該共同生活住居の入居定員を2人以上20人（市長が特に必要があると認めるときは30人）以下とすることができる。
- 5 既存の建物を共同生活住居とした共同生活住居を改築する場合であって、市長が特に必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、当該共同生活住居の入居定員を2人以上30人以下（ただし、当該共同生活住居を改築する時点の入居定員と同数を上限とする。）とすることができる。
- 6 共同生活住居は、1以上のユニットを有するほか、日常生活を営む上で必要な設備を設けなければならない。
- 7 ユニットの入居定員は、2人以上10人以下とする。
- 8 ユニットには、居室及び居室に近接して設けられる相互に交流を図ることができる。

きる設備を設けることとし、その基準は、次のとおりとする。

- (1) 一の居室の定員は、1人とすること。ただし、利用者のサービス提供上必要と認められる場合は、2人とすることができます。
- (2) 一の居室の面積は、収納設備等を除き、7.43平方メートル以上とすること。

9 サテライト型住居の設備の基準は、次のとおりとする。

- (1) 入居定員は、1人とすること。
- (2) 日常生活を営む上で必要な設備を設けること。
- (3) 居室の面積は、収納設備等を除き、7.43平方メートル以上とすること。

第4節 運営に関する基準

(入退居)

第223条 指定共同生活援助は、共同生活住居への入居を必要とする利用者（入院して治療することを要する者を除く。）に提供するものとする。

- 2 指定共同生活援助事業者は、利用申込者の入居に際しては、その者的心身の状況、生活歴、病歴等の把握に努めなければならない。
- 3 指定共同生活援助事業者は、利用者の退居の際は、利用者の希望を踏まえた上で、退居後の生活環境や援助の継続性に配慮し、退居に必要な援助を行わなければならない。

4 指定共同生活援助事業者は、利用者の退居に際しては、利用者に対し、適切な援助を行うとともに、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

(入退居の記録の記載等)

第224条 指定共同生活援助事業者は、利用申込者の入居又は利用者の退居に際しては、当該指定共同生活援助事業者の名称、入居又は退居の年月日その他の必要な事項（次項において「受給者証記載事項」という。）を、利用者の受給者証に記載しなければならない。

- 2 指定共同生活援助事業者は、受給者証記載事項その他の必要な事項を遅滞なく市町村に対し報告しなければならない。

(利用者負担額等の受領)

第225条 指定共同生活援助事業者は、指定共同生活援助を提供した際は、支給

決定障害者から当該指定共同生活援助に係る利用者負担額の支払を受けるものとする。

- 2 指定共同生活援助事業者は、法定代理受領を行わない指定共同生活援助を提供した際は、支給決定障害者から当該指定共同生活援助に係る指定障害福祉サービス等費用基準額の支払を受けるものとする。
- 3 指定共同生活援助事業者は、前2項の規定により支払を受ける額のほか、指定共同生活援助において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の支払を支給決定障害者から受けることができる。
 - (1) 食材料費
 - (2) 家賃（法第34条第1項の規定により特定障害者特別給付費が利用者に支給された場合（同条第2項において準用する法第29条第4項の規定により特定障害者特別給付費が利用者に代わり当該指定共同生活援助事業者に支払われた場合に限る。）は、当該利用者に係る家賃の月額から法第34条第2項において準用する法第29条第5項の規定により当該利用者に支給があったものとみなされた特定障害者特別給付費の額を控除した額を限度とする。）
 - (3) 光熱水費
 - (4) 日用品費
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、指定共同生活援助において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、支給決定障害者に負担させることが適當と認められるもの
- 4 指定共同生活援助事業者は、前3項の規定により費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った支給決定障害者に対し交付しなければならない。
- 5 指定共同生活援助事業者は、第3項に掲げる費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、支給決定障害者に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、支給決定障害者の同意を得なければならない。

（指定共同生活援助の取扱方針）

第226条 指定共同生活援助事業者は、第235条において準用する第64条に規定する共同生活援助計画（以下この節において「共同生活援助計画」という。）に基づき、利用者が地域において日常生活を営むことができるよう、当該

利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて、その者の支援を適切に行うとともに、指定共同生活援助の提供が漫然としたもの又は画一的なものとならないよう配慮しなければならない。

- 2 指定共同生活援助事業者は、入居前の体験的な利用を希望する者に対して指定共同生活援助の提供を行う場合には、共同生活援助計画に基づき、当該利用者が、継続した指定共同生活援助の利用に円滑に移行できるよう配慮するとともに、継続して入居している他の利用者の処遇に支障がないようにしなければならない。
- 3 指定共同生活援助事業所の従業者は、指定共同生活援助の提供に当たっては、懇切丁寧に行うこととを旨とし、利用者又はその家族に対し、支援上必要な事項について、理解しやすいように説明を行わなければならない。
- 4 指定共同生活援助事業者は、その提供する指定共同生活援助の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

(サービス管理責任者の責務)

第227条 サービス管理責任者は、第235条において準用する第64条に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 利用申込者の利用に際し、その者に係る指定障害福祉サービス事業者等に対する照会等により、その者の身体及び精神の状況、当該指定共同生活援助事業所以外における指定障害福祉サービス等の利用状況等を把握すること。
- (2) 利用者の身体及び精神の状況、その置かれている環境等に照らし、利用者が自立した日常生活を営むことができるよう定期的に検討するとともに、自立した日常生活を営むことができると認められる利用者に対し、必要な支援を行うこと。
- (3) 利用者が自立した社会生活を営むことができるよう指定生活介護事業所等との連絡調整を行うこと。
- (4) 他の従業者に対する技術指導及び助言を行うこと。

(介護及び家事等)

第228条 介護は、利用者の身体及び精神の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行われなければならない。

- 2 調理、洗濯その他の家事等は、原則として利用者と従業者が共同で行うよう努

めなければならない。

3 指定共同生活援助事業者は、利用者に対し、その負担により、当該指定共同生活援助事業所の従業者以外の者による介護又は家事等（指定共同生活援助として提供される介護又は家事等を除く。）を受けさせてはならない。

（社会生活上の便宜の供与等）

第229条 指定共同生活援助事業者は、利用者について、指定生活介護事業所等との連絡調整、余暇活動の支援等に努めなければならない。

2 指定共同生活援助事業者は、利用者が日常生活を営む上で必要な行政機関に対する手続等について、その者又はその家族が行うことが困難である場合は、その者の同意を得て代わって行わなければならぬ。

3 指定共同生活援助事業者は、常に利用者の家族との連携を図るとともに、利用者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めなければならない。

（運営規程）

第230条 指定共同生活援助事業者は、指定共同生活援助事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めなければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 入居定員
- (4) 指定共同生活援助の内容並びに支給決定障害者から受領する費用の種類及びその額
- (5) 入居に当たっての留意事項
- (6) 緊急時等における対応方法
- (7) 非常災害対策
- (8) 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類
- (9) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (10) その他運営に関する重要事項

（勤務体制の確保等）

第231条 指定共同生活援助事業者は、利用者に対し、適切な指定共同生活援助を提供できるよう、指定共同生活援助事業所ごとに、従業者の勤務の体制を定めなければならない。

- 2 前項の従業者の勤務の体制を定めるに当たっては、利用者が安心して日常生活を送ることができるよう、継続性を重視した指定共同生活援助の提供に配慮しなければならない。
- 3 指定共同生活援助事業者は、指定共同生活援助事業所ごとに、当該指定共同生活援助事業所の従業者によって指定共同生活援助を提供しなければならない。ただし、当該指定共同生活援助事業者が業務の管理及び指揮命令を確実に行うことができる場合は、この限りでない。
- 4 指定共同生活援助事業者は、前項ただし書の規定により指定共同生活援助に係る生活支援員の業務の全部又は一部を委託により他の事業者に行わせる場合にあっては、当該事業者の業務の実施状況について定期的に確認し、その結果等を記録しなければならない。
- 5 指定共同生活援助事業者は、従業者に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

(支援体制の確保)

第232条 指定共同生活援助事業者は、利用者の身体及び精神の状況に応じた必要な支援を行うことができるよう、他の障害福祉サービス事業を行う者その他の関係機関との連携その他の適切な支援体制を確保しなければならない。

(定員の遵守)

第233条 指定共同生活援助事業者は、共同生活住居及びユニットの入居定員並びに居室の定員を超えて入居させてはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(協力医療機関等)

第234条 指定共同生活援助事業者は、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関（当該指定共同生活援助事業者との間で利用者が医療を必要とした際の連携協力が合意されている病院その他の医療機関をいう。）を定めなければならない。

- 2 指定共同生活援助事業者は、あらかじめ、協力歯科医療機関（当該指定共同生活援助事業者との間で利用者が歯科医療を必要とした際の連携協力が合意されている歯科医療機関をいう。）を定めるよう努めなければならない。

(準用)

第235条 第11条、第13条、第14条、第16条から第19条まで、第22条、第25条、第30条、第38条から第43条まで、第59条、第64条、第66条、第72条、第76条、第79条から第81条まで、第95条、第97条、第99条及び第156条の規定は、指定共同生活援助の事業について準用する。この場合において、第11条第1項中「第33条」とあるのは「第230条」と、第22条第2項ただし書中「次条第1項」とあるのは「第225条第1項」と、第25条第2項中「第23条第2項」とあるのは「第225条第2項」と、第64条中「療養介護計画」とあるのは「共同生活援助計画」と、第81条第2項第1号中「療養介護計画」とあるのは「共同生活援助計画」と、同項第3号中「第71条」とあるのは「第235条において準用する第95条」と、同項第5号及び第6号中「次条」とあるのは「第235条」と、第99条中「第96条」とあるのは「第230条」と、「協力医療機関」とあるのは「第234条第1項の協力医療機関及び同条第2項の協力歯科医療機関」と、第156条第1項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び基準省令第170条の2第1項の規定により厚生労働大臣が定める者に限る。）」とあるのは「支給決定障害者（入居前の体験的な指定共同生活援助を受けている者を除く。）」と、同条第2項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び基準省令第170条の2第2項の規定により厚生労働大臣が定める者を除く。）」とあるのは「支給決定障害者（入居前の体験的な指定共同生活援助を受けている者に限る。）」と読み替えるものとする。

第5節 日中サービス支援型指定共同生活援助の事業の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準

第1款 この節の趣旨及び基本方針

（この節の趣旨）

第236条 前各節までの規定にかかわらず、日中サービス支援型指定共同生活援助（指定共同生活援助であって、当該指定共同生活援助に係る指定共同生活援助事業所の従業者により、常時介護を要する者に対して、常時の支援体制を確保した上で行われる入浴、排せつ又は食事の介護その他の日常生活上の援助をいう。以下同じ。）の事業を行う者（以下「日中サービス支援型指定共同生活援助事業者」という。）の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準については、

この節に定めるところによる。

(基本方針)

第237条 日中サービス支援型指定共同生活援助の事業は、常時の支援体制を確保することにより、利用者が地域において、家庭的な環境及び地域住民との交流の下で自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて共同生活住居において相談、入浴、排せつ又は食事の介護その他の日常生活上の援助を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

第2款 人員に関する基準

(従業者の員数等)

第238条 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者が当該事業を行う事業所（以下「日中サービス支援型指定共同生活援助事業所」という。）に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

- (1) 世話人 夜間及び深夜の時間帯以外の時間帯における日中サービス支援型指定共同生活援助の提供に当たる世話人の総数は、日中サービス支援型指定共同生活援助事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を5で除した数以上
- (2) 生活支援員 夜間及び深夜の時間帯以外の時間帯における日中サービス支援型指定共同生活援助の提供に当たる生活支援員の総数は、日中サービス支援型指定共同生活援助事業所ごとに、常勤換算方法で、次のアからエまでに掲げる数の合計数以上
 - ア 区分省令第1条第4号に規定する区分3に該当する利用者の数を9で除した数
 - イ 区分省令第1条第5号に規定する区分4に該当する利用者の数を6で除した数
 - ウ 区分省令第1条第6号に規定する区分5に該当する利用者の数を4で除した数
 - エ 区分省令第1条第7号に規定する区分6に該当する利用者の数を2・5で除した数
- (3) サービス管理責任者 日中サービス支援型指定共同生活援助事業所ごとに、ア又はイに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれア又はイに定める数

- ア 利用者の数が 30 以下 1 以上
 - イ 利用者の数が 31 以上 1 に、利用者の数が 30 を超えて 30 又はその端数を増すごとに 1 を加えて得た数以上
- 2 前項に規定する日中サービス支援型指定共同生活援助の従業者のか、共同生活住居ごとに、夜間及び深夜の時間帯を通じて 1 以上の夜間支援従事者（夜間及び深夜の時間帯に勤務（宿直勤務を除く。）を行う世話人又は生活支援員をいう。）を置くものとする。
- 3 第 1 項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。
- 4 第 1 項及び第 2 項に規定する日中サービス支援型指定共同生活援助の従業者は、専ら日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。
- 5 第 1 項及び第 2 項に規定する日中サービス支援型指定共同生活援助の従業者のうち、1 人以上は、常勤でなければならない。
- （準用）

第 239 条 第 221 条の規定は、日中サービス支援型指定共同生活援助の事業について準用する。

第 3 款 設備に関する基準

- 第 240 条 日中サービス支援型指定共同生活援助に係る共同生活住居は、住宅地又は住宅地と同程度に利用者の家族及び地域住民との交流の機会が確保される地域にあり、かつ、入所施設又は病院の敷地外にあるようにしなければならない。
- 2 日中サービス支援型指定共同生活援助事業所は、1 以上の共同生活住居を有するものとし、当該共同生活住居の入居定員の合計は、4 人以上とする。
- 3 共同生活住居の配置、構造及び設備は、利用者の特性に応じて工夫されたものでなければならない。
- 4 共同生活住居は、その入居定員を 2 人以上 10 人以下とする。ただし、構造上、共同生活住居ごとの独立性が確保されており、利用者の支援に支障がない場合は、一つの建物に複数の共同生活住居を設けることができるものとする。この場合において、一つの建物の入居定員の合計は、20 人以下とする。
- 5 既存の建物を共同生活住居とする場合にあっては、当該共同生活住居の入居定

員を2人以上20人（市長が特に必要があると認めるときは30人）以下とすることができる。

6 既存の建物を共同生活住居とした共同生活住居を改築する場合であって、市長が特に必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、当該共同生活住居の入居定員を2人以上30人以下（ただし、当該共同生活住居を改築する時点の入居定員と同数を上限とする。）とすることができる。

7 共同生活住居は、1以上のユニットを有するほか、日常生活を営む上で必要な設備を設けなければならない。

8 ユニットの入居定員は、2人以上10人以下とする。

9 ユニットには、居室及び居室に近接して設けられる相互に交流を図ることができる設備を設けることとし、その基準は、次のとおりとする。

(1) 一の居室の定員は、1人とすること。ただし、利用者のサービス提供上必要と認められる場合は、2人とすることができます。

(2) 一の居室の面積は、収納設備等を除き、7.43平方メートル以上とすること。

第4款 運営に関する基準

(実施主体)

第241条 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、当該日中サービス支援型指定共同生活援助と同時に第108条に規定する指定短期入所（第109条第1項に規定する併設事業所又は同条第3項に規定する単独型事業所に係るものに限る。）を行うものとする。

(介護及び家事等)

第242条 介護は、利用者の身体及び精神の状況に応じ、当該利用者の自立の支援及び日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行われなければならない。

2 調理、洗濯その他の家事等は、原則として利用者と従業者が共同で行うように努めなければならない。

3 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、常時1人以上の従業者を介護又は家事等に従事させなければならない。

4 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、利用者に対し、その負担によ

り、当該日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の従業者以外の者による介護又は家事等（日中サービス支援型指定共同生活援助として提供される介護又は家事等を除く。）を受けさせてはならない。

（社会生活上の便宜の供与等）

第243条　日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、利用者の身体及び精神の状況又はその置かれている環境等に応じて、利用者の意向に基づき、社会生活上必要な支援を適切に行わなければならない。

2　日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、利用者について、特定相談支援事業を行う者又は他の障害福祉サービスの事業を行う者等との連絡調整に努めなければならない。

3　日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、利用者が日常生活を営む上で必要な行政機関に対する手続等について、その者又はその家族が行うことが困難である場合は、その者の同意を得て代わって行わなければならない。

4　日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、常に利用者の家族との連携を図るとともに、利用者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めなければならない。

（協議の場の設置等）

第244条　日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、日中サービス支援型指定共同生活援助の提供に当たっては、法第89条の3第1項に規定する協議会その他市長がこれに準ずるものとして特に認めるもの（以下「協議会等」という。）に対して定期的に日中サービス支援型指定共同生活援助の事業の実施状況等を報告し、協議会等による評価を受けるとともに、協議会等から必要な要望、助言等を聞く機会を設けなければならない。

2　日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、前項の報告、評価、要望、助言等についての記録を整備しなければならない。

（準用）

第245条　第11条、第13条、第14条、第16条から第19条まで、第22条、第25条、第30条、第38条から第43条まで、第59条、第64条、第66条、第72条、第76条、第79条から第81条まで、第95条、第97条、第99条、第156条、第223条から第227条まで及び第230条から

第234条までの規定は、日中サービス支援型指定共同生活援助の事業について準用する。この場合において、第11条第1項中「第33条」とあるのは「第245条において準用する第230条」と、第22条第2項ただし書中「次条第1項」とあるのは「第245条において準用する第225条第1項」と、第25条第2項中「第23条第2項」とあるのは「第245条において準用する第225条第2項」と、第64条中「療養介護計画」とあるのは「日中サービス支援型共同生活援助計画」と、第81条第2項第1号中「療養介護計画」とあるのは「日中サービス支援型共同生活援助計画」と、同項第3号中「第71条」とあるのは「第245条において準用する第95条」と、同項第5号及び第6号中「次条」とあるのは「第245条」と、第99条中「第96条」とあるのは「第245条において準用する第230条」と、「協力医療機関」とあるのは「第245条において準用する第234条第1項の協力医療機関及び同条第2項の協力歯科医療機関」と、第156条第1項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び基準省令第170条の2第1項の規定により厚生労働大臣が定める者に限る。）」とあるのは「支給決定障害者（入居前の体験的な日中サービス支援型指定共同生活援助を受けている者を除く。）」と、同条第2項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び基準省令第170条の2第2項の規定により厚生労働大臣が定める者を除く。）」とあるのは「支給決定障害者（入居前の体験的な日中サービス支援型指定共同生活援助を受けている者に限る。）」と、第227条中「第235条」とあるのは「第245条」と読み替えるものとする。

第6節 外部サービス利用型指定共同生活援助の事業の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準

第1款 この節の趣旨及び基本方針

（この節の趣旨）

第246条 第1節から第4節までの規定にかかわらず、外部サービス利用型指定共同生活援助（指定共同生活援助であって、当該指定共同生活援助に係る指定共同生活援助事業所の従業者により行われる外部サービス利用型共同生活援助計画（第256条において準用する第64条に規定する外部サービス利用型共同生活援助計画をいう。以下この節において同じ。）の作成、相談その他の日常生活上

の援助（第248条第1項において「基本サービス」という。）及び当該指定共同生活援助に係る指定共同生活援助事業者が委託する指定居宅介護事業者（以下「受託居宅介護サービス事業者」という。）により、当該外部サービス利用型共同生活援助計画に基づき行われる入浴、排せつ又は食事の介護その他の日常生活上の援助（以下「受託居宅介護サービス」という。）をいう。以下同じ。）の事業を行うものの基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準については、この節に定めるところによる。

（基本方針）

第247条 外部サービス利用型指定共同生活援助の事業は、外部サービス利用型共同生活援助計画に基づき、受託居宅介護サービス事業者による受託居宅介護サービスを適切かつ円滑に提供することにより、利用者が地域において共同して自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて共同生活住居において相談、入浴、排せつ又は食事の介護その他の日常生活上の援助を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

第2款 人員に関する基準

（従業者の員数等）

第248条 外部サービス利用型指定共同生活援助の事業を行う者（以下「外部サービス利用型指定共同生活援助事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「外部サービス利用型指定共同生活援助事業所」という。）に置くべき基本サービスを提供する従業者及びその員数は、次のとおりとする。

- (1) 世話人 外部サービス利用型指定共同生活援助事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を6で除した数以上
 - (2) サービス管理責任者 外部サービス利用型指定共同生活援助事業所ごとに、ア又はイに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれア又はイに定める数
ア 利用者の数が30以下 1以上
イ 利用者の数が31以上 1に、利用者の数が30を超えて30又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上
- 2 前項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。

3 第1項に規定する外部サービス利用型指定共同生活援助の従業者は、専ら外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

(準用)

第249条 第221条の規定は、外部サービス利用型指定共同生活援助の事業について準用する。

第3款 設備に関する基準

(準用)

第250条 第222条の規定は、外部サービス利用型指定共同生活援助の事業について準用する。

第4款 運営に関する基準

(内容及び手続の説明及び同意)

第251条 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、支給決定障害者等が外部サービス利用型指定共同生活援助の利用の申込みを行ったときは、当該利用申込者に係る障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、当該利用申込者に対し、第253条に規定する運営規程の概要、従業者の勤務体制、外部サービス利用型指定共同生活援助事業者と受託居宅介護サービス事業者の業務の分担の内容、受託居宅介護サービス事業者及び受託居宅介護サービス事業者が受託居宅介護サービスの事業を行う事業所（以下「受託居宅介護サービス事業所」という。）の名称その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要な事項を記載した文書を交付して説明を行い、当該外部サービス利用型指定共同生活援助の提供の開始について当該利用申込者の同意を得なければならない。

2 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、社会福祉法第77条の規定により書面の交付を行う場合は、利用者の障害の特性に応じた適切な配慮をしなければならない。

(受託居宅介護サービスの提供)

第252条 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、外部サービス利用型共同生活援助計画に基づき、受託居宅介護サービス事業者により、適切かつ円滑に受託居宅介護サービスが提供されるよう、必要な措置を講じなければならない。

2 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、受託居宅介護サービス事業者が受託居宅介護サービスを提供した場合にあっては、提供した日時、時間、具体的なサービスの内容等を文書により報告させなければならない。

(運営規程)

第253条 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、外部サービス利用型指定共同生活援助事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めなければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 入居定員
- (4) 外部サービス利用型指定共同生活援助の内容並びに支給決定障害者から受領する費用の種類及びその額
- (5) 受託居宅介護サービス事業者及び受託居宅介護サービス事業所の名称及び所在地
- (6) 入居に当たっての留意事項
- (7) 緊急時等における対応方法
- (8) 非常災害対策
- (9) 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類
- (10) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (11) その他運営に関する重要な事項

(受託居宅介護サービス事業者への委託)

第254条 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、受託居宅介護サービスの提供に関する業務を委託する契約を締結するときは、受託居宅介護サービス事業所ごとに文書により行わなければならない。

- 2 受託居宅介護サービス事業者は、指定居宅介護事業者でなければならない。
- 3 受託居宅介護サービス事業者が提供する受託居宅介護サービスの種類は、指定居宅介護とする。
- 4 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、事業の開始に当たっては、あらかじめ、指定居宅介護事業者と、第1項に規定する方法によりこれらの提供に関する業務を委託する契約を締結するものとする。

- 5 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、受託居宅介護サービス事業者に、業務について必要な管理及び指揮命令を行うものとする。
- 6 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、受託居宅介護サービスに係る業務の実施状況について定期的に確認し、その結果等を記録しなければならない。

(勤務体制の確保等)

第255条 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、利用者に対し、適切な外部サービス利用型指定共同生活援助を提供できるよう、外部サービス利用型指定共同生活援助事業所ごとに、従業者の勤務の体制を定めなければならない。

- 2 前項の従業者の勤務の体制を定めるに当たっては、利用者が安心して日常生活を送ることができるよう、継続性を重視した外部サービス利用型指定共同生活援助の提供に配慮しなければならない。
- 3 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、外部サービス利用型指定共同生活援助事業所ごとに、当該外部サービス利用型指定共同生活援助事業所又は受託居宅介護サービス事業所の従業者によって外部サービス利用型指定共同生活援助を提供しなければならない。
- 4 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、従業者に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

(準用)

第256条 第13条、第14条、第16条から第19条まで、第22条、第25条、第30条、第38条から第43条まで、第59条、第64条、第66条、第72条、第76条、第79条から第81条まで、第95条、第97条、第99条、第156条、第223条から第229条まで及び第232条から第234条までの規定は、外部サービス利用型指定共同生活援助の事業について準用する。

この場合において、第22条第2項ただし書中「次条第1項」とあるのは「第256条において準用する第225条第1項」と、第25条第2項中「第23条第2項」とあるのは「第256条において準用する第225条第2項」と、第64条中「療養介護計画」とあるのは「外部サービス利用型共同生活援助計画」と、第81条第2項第1号中「療養介護計画」とあるのは「外部サービス利用型共同生活援助計画」と、同項第3号中「第71条」とあるのは「第256条にお

いて準用する第95条」と、同項第5号及び第6号中「次条」とあるのは「第256条」と、第99条中「第96条」とあるのは「第253条」と、「協力医療機関」とあるのは「第256条において準用する第234条第1項の協力医療機関及び同条第2項の協力歯科医療機関」と、第156条第1項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び基準省令第170条の2第1項の規定により厚生労働大臣が定める者に限る。）」とあるのは「支給決定障害者（入居前の体験的な外部サービス利用型指定共同生活援助を受けている者を除く。）」と、同条第2項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び基準省令第170条の2第2項の規定により厚生労働大臣が定める者を除く。）」とあるのは「支給決定障害者（入居前の体験的な外部サービス利用型指定共同生活援助を受けている者に限る。）」と、第227条中「第235条」とあるのは「第256条」と、第228条第3項中「当該指定共同生活援助事業所の従業者」とあるのは「当該外部サービス利用型指定共同生活援助事業所及び受託居宅介護サービス事業所の従業者」と読み替えるものとする。

第15章 多機能型に関する特例

（従業者の員数等に関する特例）

第257条 多機能型による指定生活介護事業所、指定自立訓練（機能訓練）事業所、指定自立訓練（生活訓練）事業所、指定就労移行支援事業所、指定就労継続支援A型事業所及び指定就労継続支援B型事業所（指定就労継続支援B型事業者が指定就労継続支援B型の事業を行う事業所をいう。）並びに指定児童発達支援事業所、指定医療型児童発達支援事業所（指定通所支援基準条例第64条に規定する指定医療型児童発達支援事業所をいう。）及び指定放課後等デイサービス事業所（以下「多機能型事業所」と総称する。）は、一体的に事業を行う多機能型事業所の利用定員数の合計が20人未満である場合は、第84条第6項、第137条第6項及び第7項、第151条第6項、第166条第4項及び第5項並びに第178条第4項（第192条において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、当該多機能型事業所に置くべき従業者（医師及びサービス管理責任者を除く。）のうち、1人以上の者を常勤でなければならないものとがで能きる。

2 多機能型事業所（指定児童発達支援事業所、指定医療型児童発達支援事業所及

び指定放課後等ディサービス事業所を多機能型として一体的に行うものを除く。以下この条において同じ。) は、第84条第1項第3号及び第7項、第137条第1項第2号及び第8項、第151条第1項第3号及び第7項、第166条第1項第3号及び第6項並びに第178条第1項第2号及び第5項(これらの規定を第192条において準用する場合を含む。)の規定にかかわらず、一体的に事業を行う多機能型事業所のうち基準省令第215条第2項の規定により厚生労働大臣が定めるものを一の事業所であるとみなして、当該一の事業所とみなされた事業所に置くべきサービス管理責任者の数を、次の各号に掲げる当該多機能型事業所の利用者の数の合計の区分に応じ、当該各号に定める数とし、この項の規定により置くべきものとされるサービス管理責任者のうち、1人以上は、常勤でなければならぬものとすることができる。

- (1) 利用者の数の合計が60以下 1以上
 - (2) 利用者の数の合計が61以上 1に、利用者の数の合計が60を超えて40又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上
- (設備の特例)

第258条 多機能型事業所については、サービスの提供に支障を来さないよう配慮しつつ、一体的に事業を行う他の多機能型事業所の設備を兼用することができる。

第16章 振興山村その他の地域における基準該当障害福祉サービスに関する基準

(振興山村その他の地域における基準該当障害福祉サービスに関する基準)

第259条 振興山村その他の地域であって基準省令第219条の規定により厚生労働大臣が定めるもののうち、将来的にも利用者の確保の見込みがないとして市長が認めるものであって、障害福祉サービスが提供されていないこと等により障害福祉サービスを利用する事が困難なものにおける生活介護に係る基準該当障害福祉サービス(以下この章において「特定基準該当生活介護」という。)、自立訓練(機能訓練)に係る基準該当障害福祉サービス(以下この章において「特定基準該当自立訓練(機能訓練)」という。)、自立訓練(生活訓練)(宿泊型自立訓練を除く。)に係る基準該当障害福祉サービス(以下この章において「特定基準該当自立訓練(生活訓練)」という。)又は就労継続支援B型に係る基準

該当障害福祉サービス（以下この章において「特定基準該当労継続支援B型」という。）（以下「特定基準該当障害福祉サービス」と総称する。）の事業のうち2以上の事業を一体的に行う事業者（以下「特定基準該当障害福祉サービス事業者」という。）が当該特定基準該当障害福祉サービスの事業に関して満たすべき基準は、次条から第263条までに定めるところによる。

（従業者の員数等）

第260条 特定基準該当障害福祉サービス事業者が特定基準該当障害福祉サービスを行う事業所（以下この章において「特定基準該当障害福祉サービス事業所」という。）に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

- (1) 医師 利用者に対して日常生活上の健康管理及び療養上の指導を行うために必要な数（特定基準該当生活介護を提供する事業所に限る。）
 - (2) 看護職員 1以上（特定基準該当生活介護又は特定基準該当自立訓練（機能訓練）を提供する事業所に限る。）
 - (3) 理学療法士又は作業療法士 1以上（特定基準該当生活介護を提供する事業所における利用者に対して日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練又は特定基準該当自立訓練（機能訓練）を提供する事業所に限る。）
 - (4) 生活支援員 常勤換算方法で、アに掲げる利用者の数を6で除して得た数及びイに掲げる利用者の数を10で除して得た数の合計数以上
 - ア 特定基準該当生活介護、特定基準該当自立訓練（機能訓練）及び特定基準該当自立訓練（生活訓練）の利用者
 - イ 特定基準該当労継続支援B型の利用者
 - (5) 職業指導員 1以上（特定基準該当労継続支援B型を提供する事業所に限る。）
 - (6) サービス管理責任者 1以上
- 2 前項第3号の理学療法士又は作業療法士を確保することが困難な特定基準該当障害福祉サービス事業所（特定基準該当自立訓練（機能訓練）を提供する事業所を除く。）は、これらの者に代えて、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する看護師その他の者を機能訓練指導員として置くことができる。
 - 3 第1項第4号の生活支援員のうち、1人以上は、常勤でなければならない。

4 第1項第6号のサービス管理責任者のうち、1人以上は、常勤でなければならぬ。

(管理者)

第261条 特定基準該当障害福祉サービス事業者は、特定基準該当障害福祉サービス事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならぬ。ただし、特定基準該当障害福祉サービス事業所の管理上支障がない場合は、当該特定基準該当障害福祉サービス事業所の他の職務に従事させができるものとする。

(利用定員)

第262条 特定基準該当障害福祉サービス事業所の利用定員は、10人以上とする。

(準用)

第263条 第11条から第14条まで、第16条から第19条まで、第21条、第22条、第25条第2項、第30条、第38条から第43条まで、第63条から第65条まで、第72条、第74条から第76条まで、第81条、第87条、第96条（第10号を除く。）及び第99条の規定は、特定基準該当障害福祉サービスの事業について準用する。この場合において、第11条第1項中「第33条」とあるのは「第263条第1項において準用する第96条」と、第17条中「介護給付費」とあるのは「特例介護給付費又は特例訓練等給付費」と、第22条第2項ただし書中「次条第1項から第3項まで」とあるのは「第263条第2項において準用する第88条第2項及び第3項、第263条第3項及び第5項において準用する第140条第2項及び第3項並びに第263条第4項において準用する第155条第2項及び第3項」と、第25条第2項中「第23条第2項」とあるのは「第263条第2項において準用する第88条第2項、第263条第3項及び第5項において準用する第140条第2項並びに第263条第4項において準用する第155条第2項」と、第38条第3項中「指定居宅介護事業者等」とあるのは「障害福祉サービス事業を行う者等」と、第43条中「指定居宅介護事業所ごとに経理を区分するとともに、指定居宅介護の事業の会計をその他の事業の会計と」とあるのは「その提供する特定基準該当障害福祉サービスの事業ごとに、その会計を」と、第63条第1項中「次条第1項」とあるのは「第

263条第1項において準用する次条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス計画」と、第64条中「療養介護計画」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス計画」と、同条第8項中「6月」とあるのは「6月（特定基準該当障害福祉サービス計画のうち特定基準該当自立訓練（機能訓練）に係る計画又は特定基準該当自立訓練（生活訓練）に係る計画にあっては、3月）」と、第81条第2項第1号中「療養介護計画」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス計画」と、同項第2号中「第59条第1項」とあるのは「第263条第1項において準用する第21条第1項」と、同項第3号中「第71条」とあるのは「第263条第2項から第5項までにおいて準用する第95条」と、同項第5号及び第6号中「次条」とあるのは「第263条第1項」と読み替えるものとする。

2 第66条、第79条、第80条、第83条、第88条（第1項を除く。）、第89条（第5項を除く。）、第90条から第95条まで、第97条及び第98条の規定は、特定基準該当障害福祉サービス事業者（特定基準該当生活介護の事業を行う者に限る。）について準用する。この場合において、第79条第1項中「指定療養介護」とあるのは「特定基準該当生活介護」と、第83条中「生活介護に係る指定障害福祉サービス（以下「指定生活介護」という。）」とあるのは「特定基準該当生活介護」と、第88条中「指定生活介護」とあるのは「特定基準該当生活介護」と、第89条第6項及び第93条第4項中「指定生活介護事業所」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス事業所」と、第95条第2号中「介護給付費又は特例介護給付費」とあるのは「特例介護給付費」と、第97条第2項中「指定生活介護事業所」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス事業所」と読み替えるものとする。

3 第66条、第79条、第80条、第93条から第95条まで、第97条、第98条、第136条、第140条（第1項を除く。）、第141条（第3項を除く。）及び第142条第2項の規定は、特定基準該当障害福祉サービス事業者（特定基準該当自立訓練（機能訓練）の事業を行う者に限る。）について準用する。この場合において、第79条第1項中「指定療養介護」とあるのは「特定基準該当自立訓練（機能訓練）」と、第93条第4項中「指定生活介護事業所」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス事業所」と、第95条第2号中「介護

給付費又は特例介護給付費」とあるのは「特例訓練等給付費」と、第97条第2項中「指定生活介護事業所」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス事業所」と、第136条中「自立訓練（機能訓練）（施行規則第6条の6第1号に規定する自立訓練（機能訓練）をいう。以下同じ。）」に係る指定障害福祉サービス（以下「指定自立訓練（機能訓練）」という。）とあるのは「特定基準該当自立訓練（機能訓練）」と、第140条中「指定自立訓練（機能訓練）」とあるのは「特定基準該当自立訓練（機能訓練）」と、第141条第4項中「指定自立訓練（機能訓練）事業所」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス事業所」と読み替えるものとする。

4 第66条、第79条、第80条、第93条から第95条まで、第97条、第98条、第141条（第3項を除く。）、第142条第2項、第150条及び第155条（第1項及び第4項を除く。）の規定は、特定基準該当障害福祉サービス事業者（特定基準該当自立訓練（生活訓練）の事業を行う者に限る。）について準用する。この場合において、第79条第1項中「指定療養介護」とあるのは「特定基準該当自立訓練（生活訓練）」と、第93条第4項中「指定生活介護事業所」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス事業所」と、第95条第2号中「介護給付費又は特例介護給付費」とあるのは「特例訓練等給付費」と、第97条第2項中「指定生活介護事業所」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス事業所」と、第141条第4項中「指定自立訓練（機能訓練）事業所」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス事業所」と、第150条中「自立訓練（生活訓練）（施行規則第6条の6第2号に規定する自立訓練（生活訓練）をいう。以下同じ。）」に係る指定障害福祉サービス（以下「指定自立訓練（生活訓練）」といふ。）とあるのは「特定基準該当自立訓練（生活訓練）」と、第155条中「指定自立訓練（生活訓練）」とあるのは「特定基準該当自立訓練（生活訓練）」と読み替えるものとする。

5 第66条、第79条、第80条、第90条、第93条から第95条まで、第97条、第98条、第140条（第1項を除く。）、第141条（第3項を除く。）、第185条から第187条まで、第191条及び第194条の規定は、特定基準該当障害福祉サービス事業者（特定基準該当就労継続支援B型の事業を行う者に限る。）について準用する。この場合において、第79条第1項中「指

定療養介護」とあるのは「特定基準該当就労継続支援B型」と、第93条第4項中「指定生活介護事業所」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス事業所」と、第95条第2号中「介護給付費又は特例介護給付費」とあるのは「特例訓練等給付費」と、第97条第2項中「指定生活介護事業所」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス事業所」と、第140条中「指定自立訓練（機能訓練）」とあるのは「特定基準該当就労継続支援B型」と、第141条第4項中「指定自立訓練（機能訓練）事業所」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス事業所」と、第185条第1項中「第190条」とあるのは「第263条第1項」と、「就労継続支援A型計画」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス計画」と、第191条中「施行規則第6条の10第2号に規定する就労継続支援B型（以下「就労継続支援B型」という。）に係る指定障害福祉サービス（以下「指定就労継続支援B型」という。）」とあるのは「特定基準該当就労継続支援B型」と読み替えるものとする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。
(指定療養介護事業所の設備に関する経過措置)
- 2 平成25年4月1日前から存する指定療養介護事業所の建物（同日において建築中のものを含み、同日後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。）については、当分の間、第57条第1項に規定する相談室を設けないことができる。
(指定生活介護事業所に置くべき従業者の員数等に関する経過措置)
- 3 当分の間、第1号の厚生労働大臣が定める者に対し指定生活介護を提供する指定生活介護事業所に置くべき看護職員（保健師又は看護師若しくは准看護師をいう。以下この項において同じ。）、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員の総数は、第84条第1項第2号アの規定にかかわらず、指定生活介護の単位ごとに、常勤換算方法で、次に掲げる数を合計した数以上とする。
 - (1) 次のアからウまでに掲げる利用者（基準省令附則第4条第1項第1号の規定により厚生労働大臣が定める者を除く。以下この号において同じ。）の平均障害支援区分に応じ、それぞれアからウまでに定める数

- ア 平均障害支援区分が4未満 利用者の数を6で除した数
- イ 平均障害支援区分が4以上5未満 利用者の数を5で除した数
- ウ 平均障害支援区分が5以上 利用者の数を3で除した数

(2) 前号の厚生労働大臣が定める者である利用者の数を10で除した数

4 前項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。

(地域移行支援型ホームの特例)

5 次の各号のいずれにも該当するものとして市長が認めた場合においては、平成37年3月31日までの間、第222条第1項（第250条において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、病院の敷地内の建物を共同生活住居とする指定共同生活援助の事業又は外部サービス利用型指定共同生活援助の事業（以下「指定共同生活援助の事業等」という。）を行うことができる。

(1) 市内における指定共同生活援助又は外部サービス利用型指定共同生活援助（以下「指定共同生活援助等」という。）の量が、事業を開始する時点において法第88条第1項に規定する市町村障害福祉計画において定める市の指定共同生活援助等の必要な量に満たない場合に事業を行うものであること。

(2) 当該病院の精神病床の減少を伴うものであること。

6 前項の規定により指定共同生活援助の事業等を行う事業所（以下「地域移行支援型ホーム」という。）における指定共同生活援助の事業等について第222条第2項から第9項まで（第250条において準用する場合を含む。）の規定を適用する場合においては、第222条第2項中「4人以上」とあるのは、「4人以上30人以下」とする。

(地域移行支援型ホームにおける共同生活住居の構造等)

7 地域移行支援型ホームにおいて指定共同生活援助の事業等を行う者（以下「地域移行支援型ホーム事業者」という。）が設置する共同生活住居の構造及び設備は、その入居者の生活の独立性を確保するものでなければならない。

(地域移行支援型ホームにおける指定共同生活援助等の提供期間)

8 地域移行支援型ホーム事業者は、利用者に対し、原則として、2年を超えて指定共同生活援助等を提供してはならない。

(地域移行支援型ホームにおける指定共同生活援助等の取扱方針)

9 地域移行支援型ホーム事業者は、入居している利用者が住宅又は地域移行支援型ホーム以外の指定共同生活援助事業所若しくは外部サービス利用型指定共同生活援助事業所（以下この項において「住宅等」という。）において日常生活を営むことができるかどうかについて定期的に検討するとともに、当該利用者が入居の日から前項に定める期間内に住宅等に移行できるよう、適切な支援を行わなければならない。

（地域移行支援型ホームにおける共同生活援助計画の作成等）

10 地域移行支援型ホームにおける指定共同生活援助の事業等について第235条又は第256条において準用する第64条の規定を適用する場合においては、同条第2項中「営むこと」とあるのは「営み、入居の日から附則第8項に定める期間内に附則第9項に規定する住宅等に移行すること」と、同条第4項中「達成時期」とあるのは「達成時期、病院の敷地外における福祉サービスの利用その他の活動」とする。

（地域移行支援型ホームに係る協議の場の設置）

11 地域移行支援型ホーム事業者は、指定共同生活援助等の提供に当たっては、利用者の地域への移行を推進するための関係者により構成される協議会（以下この項において「地域移行推進協議会」という。）を設置し、定期的に地域移行推進協議会に活動状況を報告し、地域移行推進協議会から必要な要望、助言等を聞く機会を設けなければならない。

12 地域移行支援型ホーム事業者は、法第89条の3第1項に規定する協議会その他市長がこれに準ずるものとして特に認めるもの（以下この項において「協議会等」という。）に対して定期的に地域移行支援型ホームにおける指定共同生活援助の事業等の実施状況等を報告し、協議会等による評価を受けるとともに、協議会等から必要な要望、助言等を聞く機会を設けなければならない。

（省令施行日において現に入所施設又は病院の敷地内に存する建物を共同生活住居として、指定共同生活援助事業を行う者に関する特例）

13 指定共同生活援助事業者又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業者（次項において「指定共同生活援助事業者等」といい、基準省令の施行の日（以下「省令施行日」という。）において現に入所施設又は病院の敷地内に存する建物を共同生活住居として指定共同生活援助の事業を行う者に限る。）は、第

222条第1項（第250条において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、当該建物を共同生活住居とする指定共同生活援助の事業等を行うことができる。

（省令施行日において現に指定共同生活援助の事業を行っている事業所に係る設備に関する特例）

14 指定共同生活援助事業者等は、省令施行日において現に存する指定共同生活援助事業所において、指定共同生活援助の事業等を行う場合には、当該事業所の共同生活住居（基本的な設備が完成しているものを含み、省令施行日以後に増築され、又は改築される等建物の構造を変更したものと除く。）が満たすべき設備に関する基準については、第222条第7項及び第8項（これらの規定を第250条において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、基準省令による改正前の障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等に関する省令（平成18年厚生労働省令第58号）第109条第2項及び第3項に定める基準によることができる。

（指定共同生活援助事業所又は日中サービス支援型指定共同生活援助事業所において個人単位で居宅介護等を利用する場合の特例）

15 第228条第3項及び第242条第4項の規定は、指定共同生活援助事業所又は日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の利用者のうち、重度訪問介護、同行援護又は行動援護に係る支給決定を受けることができる者であって、区分省令第1条第5号に規定する区分4、同条第6号に規定する区分5又は同条第7号に規定する区分6に該当するものが、共同生活住居内において、当該指定共同生活援助事業所又は日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の従業者以外の者による居宅介護又は重度訪問介護の利用を希望する場合については、平成33年3月31日までの間、当該利用者については、適用しない。

16 第228条第3項及び第242条第4項の規定は、指定共同生活援助事業所又は日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の利用者のうち、区分省令第1条第5号に規定する区分4、同条第6号に規定する区分5又は同条第7号に規定する区分6に該当するものが、共同生活住居内において、当該指定共同生活援助事業所又は当該日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の従業者以外の者による居宅介護（身体介護に係るものに限る。以下この項において同じ。）の利用

を希望し、次に掲げる要件のいずれにも該当する場合については、平成33年3月31日までの間、当該利用者については、適用しない。

- (1) 当該利用者の個別支援計画に居宅介護の利用が位置付けられていること。
- (2) 当該利用者が居宅介護を利用することについて、市町村が必要と認めること。

17 前2項の場合において、第220条第1項第2号イからエまで及び第238条第1項第2号イからエまでの規定中「利用者の数」とあるのは、「利用者の数（附則第15項又は前項の規定の適用を受ける者にあっては、当該利用者の数に2分の1を乗じて得た数）」とする。

（身体障害者更生施設等に関する経過措置）

18 法附則第41条第1項の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた法附則第35条の規定による改正前の身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号。以下この項において「旧身体障害者福祉法」という。）第29条に規定する身体障害者更生施設のうち旧身体障害者福祉法第17条の10第1項の指定を受けているもの、旧身体障害者福祉法第30条に規定する身体障害者療護施設のうち旧身体障害者福祉法第17条の10第1項の指定を受けているもの若しくは旧身体障害者福祉法第31条に規定する身体障害者授産施設のうち旧身体障害者福祉法第17条の10第1項の指定を受けているもの、法附則第46条の規定による改正前の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第50条の2第1項第3号に掲げる精神障害者福祉ホーム又は指定知的障害者更生施設、指定特定知的障害者授産施設若しくは指定知的障害者通勤寮（これらの施設のうち、基本的な設備が完成しているものを含み、省令施行日以後に増築され、又は改築される等建物の構造を変更したもの）において、指定療養介護の事業、指定生活介護の事業、指定自立訓練（機能訓練）の事業、指定自立訓練（生活訓練）の事業、指定就労移行支援の事業、指定就労継続支援A型の事業又は指定就労継続支援B型の事業を行う場合におけるこれらの施設の建物については、当分の間、第57条第1項、第87条第1項（第139条及び第170条において準用する場合を含む。）、第153条第1項又は第180条第1項（第193条において準用する場合を含む。）に規定する多目的室を設けないことができる。

19 前項の指定知的障害者更生施設とは、法附則第58条第1項の規定によりなお従前の例により運営をすることとされた法附則第52条の規定による改正前の知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号。以下「旧知的障害者福祉法」という。）第21条の6に規定する知的障害者更生施設のうち旧知的障害者福祉法第15条の11第1項の指定を受けているものをいう。

20 附則第18項の指定特定知的障害者授産施設とは、法附則第58条第1項の規定によりなお従前の例により運営をすることとされた旧知的障害者福祉法第21条の7に規定する知的障害者授産施設のうち旧知的障害者福祉法第15条の11第1項の指定を受けているものをいう。

21 附則第18項の指定知的障害者通勤寮とは、法附則第58条第1項の規定によりなお従前の例により運営をすることとされた旧知的障害者福祉法第21条の8に規定する知的障害者通勤寮のうち旧知的障害者福祉法第15条の11第1項の指定を受けているものをいう。

（指定共同生活援助に関する経過措置）

22 この条例の施行の際現に存する地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う関係省令の整備等に関する省令（平成25年厚生労働省令第124号。以下「改正省令」という。）第3条の規定による改正前の基準省令（以下「旧基準省令」という。）第137条に規定する指定共同生活介護の事業を行う事業所並びに旧基準省令第217条に規定する指定共同生活介護の事業等を行う一体型指定共同生活介護事業所及び一体型指定共同生活援助事業所であって、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において山梨県指定障害福祉サービスの事業等に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例（平成26年山梨県条例第25号。以下「県条例」という。）附則第2条第1項の規定の適用を受けていたものは、第219条に規定する指定共同生活援助の事業を行う事業所とみなす。

23 この条例の施行の際現に旧基準省令第207条に規定する指定共同生活援助の事業を行う事業所であって、施行日の前日において県条例附則第2条第2項の規定の適用を受けていたもの（以下「旧指定共同生活援助事業所」という。）は、第246条に規定する外部サービス利用型指定共同生活援助の事業を行う事

業所（附則第25項において「外部サービス利用型指定共同生活援助事業所」という。）とみなす。

24 施行日において現に存する旧指定共同生活援助事業所について第248条第1項第1号の規定を適用する場合においては、当分の間、同号中「6」とあるのは「10」とする。

25 附則第23項の規定により、外部サービス利用型指定共同生活援助事業所とみなされたものについて、第254条第4項の規定を適用する場合においては、平成26年4月2日以後最初の指定の更新までの間は、同項中「事業の」とあるのは、「受託居宅介護サービスの提供の」とする。

提案理由

中核市に移行するため、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定に基づき、指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定めるについては、この条例を制定する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。